

函館市地域包括支援センター亀田

(地域包括支援センター運営業務)

令和5年度（2023年度）活動評価

令和6年度（2024年度）活動計画

北東部第2圏域



— 目 次 —

1. 圏域の現状と課題	・ ・ ・	1
2. 重点活動	・ ・ ・	5
3. 令和5年度活動評価および令和6年度活動計画		
ア 地域包括支援センターの運営	・ ・ ・	6
(ア) 総合相談支援業務	・ ・ ・	6
(イ) 権利擁護業務	・ ・ ・	12
(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・ ・ ・	18
(エ) 地域ケア会議推進事業	・ ・ ・	22
イ 生活支援体制整備事業	・ ・ ・	32
(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務	・ ・ ・	32
ウ 認知症総合支援事業	・ ・ ・	36

圏 域 の 現 状 と 課 題

1. 人口の推移と年齢構成

(人)

	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R5.9	割合	全市
年少人口	4,057	3,965	3,862	3,780	3,780	3,582	10.3%	8.9%
生産年齢人口	21,462	21,148	20,937	20,606	20,606	20,265	58.3%	54.2%
高齢人口	10,406	10,532	10,768	10,926	10,926	10,922	31.4%	37.0%
65～74歳	5,352	5,409	5,530	5,524	5,524	5,222	15.0%	16.8%
75歳以上	5,054	5,123	5,238	5,402	5,402	5,700	16.4%	20.2%

2. 世帯構成 (R5.9)

(世帯)

	世帯数	割合	全市
高齢者単身世帯	4,162	21.7%	26.6%
高齢者複数世帯	2,375	12.4%	13.1%
その他	12,659	65.9%	60.3%

3. 事業対象者・要支援認定者の状況

(人)

	R4.9	R5.9	全市
認定者数	851	821	7,441
認定率	7.8%	7.5%	8.3%
給付実績	562	534	4,612
給付率	5.1%	4.9%	5.2%

4. 介護保険サービス事業所

(件)

	事業所数
居宅介護支援等 (※1)	13
地域密着型サービス (※2)	13

※1 居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業所の件数

※2 地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を除く）の件数

(件)

	事業所数
訪問介護	5
訪問入浴	1
訪問看護	4
訪問リハビリテーション	3
通所介護	8
通所リハビリテーション	3
短期入所生活介護	6
短期入所療養介護	2
福祉用具貸与・販売	5
介護老人福祉施設	2
介護老人保健施設	2

5. 医療機関

(件)

	機関数
病院	4
診療所	29
歯科	19
調剤薬局	28

6. 障がい者施設

	(件) 事業所数
指定障害者支援施設（入所）	2
指定自立訓練事業所（生活・機能）	0
指定就労移行支援事業所	0
指定就労継続支援事業所A型	1
指定就労継続支援事業所B型	4
指定就労定着支援事業所	0
指定生活介護事業所	5
指定短期入所事業所	3
指定共同生活援助事業所	9
指定一般相談支援事業所	3
指定特定相談支援事業所	
指定障害児相談支援事業所	
地域活動支援センター	0
指定児童発達支援事業所	6
指定放課後等デイサービス事業所	11

7. 地域組織

	(件) 組織数
町会	5
民生児童委員協議会	3
在宅福祉委員会	3

8. その他の福祉施設・事業所

	(件) 機関数
サ高住・住宅型有料老人ホーム	9
就労支援準備事業	1
自立生活困難者支援 シェアホーム	2
依存症リハビリ施設	1

9. 保育・教育機関

	(件) 機関数
認可保育所・認定こども園	8
幼稚園	
小学校	6
中学校	3
高等学校	1
特別支援学校・高等支援学校	2
専門学校	1
大学	1
放課後児童クラブ	10

10. 公共施設など

	(件) 機関数
北海道渡島総合振興局	1
函館市亀田支所	1
亀田交流プラザ	1
消防署	1
児童館	2
交番	2
運転免許試験場	1

11. 金融機関

	(件) 機関数
銀行	8
郵便局	5

12. その他の機関・施設

	(件) 機関数
整骨院・接骨院・鍼灸院	36
スーパーマーケット	8
公衆浴場	4
動物病院	4
新聞販売店	3
ドラッグストア	11
コンビニ	24
書店	4
携帯ショップ	10
地域支援グループ	1
ヤクルト販売会社・販売店	2
パチンコ店	5
不動産業者	36

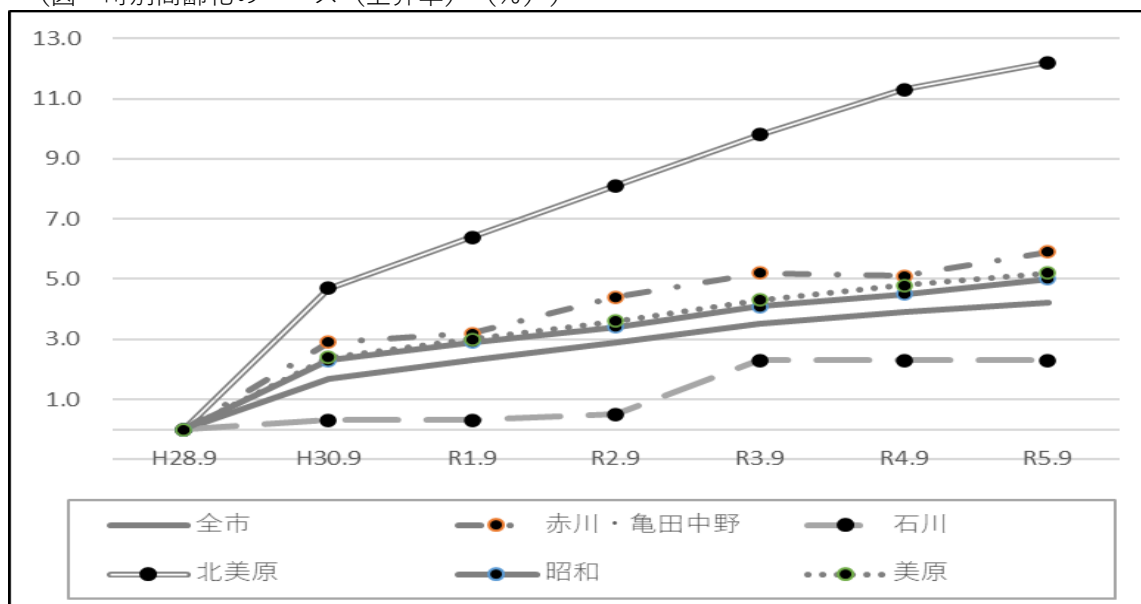
13. 専門職事務所

	(件) 機関数
弁護士事務所	1
社会福祉士事務所	1
司法書士事務所	4
行政書士事務所	14

14. 圏域の特徴

- 学校、商業施設、金融機関、医療機関、福祉施設（介護・障がい）や行政機関等が集中しており、生活圏域がコンパクトシティ化されている。
- 5町会の活動は盛んであり、老人クラブやサークル活動も多岐に渡って行われているが、町会の単位が大きく、町会館まで徒歩で通うことが難しい高齢者も少なからずいる。
- 町会役員、民生児童委員（以下「民生委員」という）や在宅福祉委員の高齢化が進み、なり手不足や後継者問題が顕著となっている（地域課題を検討する地域ケア会議（以下「地域ケア推進会議」という）での関係者の声より）。
- 令和2年4月に亀田交流プラザがオープン。十分に周知され、多くの住民や高齢者が集う場となっている。一方で、令和4年7月にイトーヨーカドー函館店等の大型店舗の閉店が続いており、街並みも変わりつつある。
- 持ち家率が高く、家族同居率も高い。家族の支え合い、介護力があるという強みがある一方で、高齢者虐待通報（疑いを含む）が全市平均と比較すると多い傾向にあり、介護負担や悩みを抱える世帯が多いと分析できる。
- 令和2年度ひきこもりに関する実態調査によると北東部第2圏域は『広義のひきこもり群』にある方の割合が全市で最も多い。8050問題やひきこもりの相談が多いと予想していた通り、自立相談支援機関の新規相談は令和4年度115件、令和5年度107件であり、高齢担当と自立相談支援担当が連携して対応するケースが多い状況にある。
- 全市と比較すると年少人口の割合が高く、小中学校も多い。コミュニティ・スクール活動に意欲的な学校も多く、今後、更なる連携・協働が見込まれる。
- 全市の高齢者人口は既に減少に転じているが、北東部第2圏域は令和12年（2030年）でも増加する見込みであり、令和27年（2045年）も横ばいの推計である（第10次函館市高齢者保健福祉計画より）。
- 高齢化率は全市と比較すると低いが、高齢化率の上昇ペースは石川町を除いた全ての町で全市よりも早く、特に北美原は僅か7年間で約12.2%も上昇しており、全市平均の高齢化率のとはほぼ同値になった。高齢者の現状把握とともに社会参加や活躍できる仕組みづくりが、今後、より重要になると思われる。

（図 町別高齢化のペース（上昇率）（％））



15. 日常生活圏域レベルの地域課題の整理に基づく地域課題

優先順位	地域の問題	問題が生じている要因	地域課題
1	地域の民間企業によって相談する意識や経験に偏りがある。	・他人のことに無関心である。 ・相談実績のある事業所も「事業所として」ではなく「一個人として」であり、職員によって温度差がある。 ・事業所の責任者に関心がないと事業所全体が無関心となる。 ・「相談して解決した」という成功体験がまだない。 ・困りごとは把握しているが、厄介ごとに関わりたくない気持ちがある。 ・相談先を知らない。 ・相談のタイミングがわからない。	地域の民間企業が、心配な高齢者に気づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）に相談することができる。
2	世帯として経済困窮、介護、精神疾患など、複合した問題を抱えるケースが増えている。	・同居世帯が多く、家族だけで解決しようとしてしまう。 ・家族、家庭のあり様が多様化している。 ・相談のタイミングが遅い。 ・戸建ての家が多く、世帯としての問題を抱えたケースが多い。 ・問題を隠したがる世帯が多い。 ・当事者が問題という意識を持っていない。 ・独居の見守りはあるが、同居世帯への見守り体制が弱い。 ・関係機関同士の連携が不足している。	幅広い世代の住民が、センターについて知り、問題を抱え込まずに相談することができる。
4			ケースに関わる支援者が、世帯が抱える問題に気づき、センターにつなぐことができる。
3	地域の高齢者の孤立化が進んでいる。	・近所付き合いが希薄化している。 ・活動があっても参加につながっていない。 ・町会離れが進んでいる。 ・民生児童委員の活動と支援力が低下している。 ・後期高齢者が増えている。家族などの支援者も高齢化している。 ・誘う人（おせっかい）が少なくなっている。 ・移動手段がないことで参加機会を失っている。 ・高齢者のライフサイクルが変化（就労など）しており、地域の集まりに参加できない。 ・経済的な問題も不参加の要因と思われる。	高齢者が地域活動への参加意欲を持ち、地域とつながることができる。

重 点 活 動

番号	地域課題	各業務での取組
1	地域の民間企業が、心配な高齢者に気づき、センターに相談することができる。	○民間企業等への周知、啓発、ネットワーク構築 ・広報紙の内容充実と配布先拡大（ネットカフェ、理美容室、寺・協会等） ・相談カードを民間企業等の店頭に置き、民間企業職員のセンターへのつなぐ意識を高める。 ・社会資源冊子『みんなに教えたい おススメの社会資源』（以下「『みんなに教えたい おススメの社会資源』」という）について圏域内の介護支援専門員と協働で更新する。 ・地域ケア推進会議や個別ケースを検討する地域ケア会議（以下「個別地域ケア会議」という）へ参集する。 ・認知症カフェについて関係機関と協働して開催する。 ・認知症サポーター養成講座を開催する（児童や生徒を中心に民間企業や関係機関への周知も行う）。
2	幅広い世代の住民が、センターについて知り、問題を抱え込まずに相談することができる。	○幅広い世代への周知、啓発、相談の間口を広げる活動 ・広報紙の内容充実と配布対象者の拡大（コミュニティ・スクールとの連携により児童・生徒等のいる世帯へ配布）。 ・民間企業（特に子ども関連店舗）へポスター掲示等を依頼する。 ・SNS活用を拡充する（メール、LINE相談受付の他、Instagram等による周知）。
3	高齢者が地域活動への参加意欲を持ち、地域とつながることができる。	○高齢者の活動意識の向上を目指す支援 ・いきいき生活手帳の活用により、介護予防や社会参加への関心を高める。 ・『みんなに教えたい おススメの社会資源』の活用により、高齢者と社会資源のマッチングを図る。 ・地域ケア推進会議（第2層協議体）を活用し、社会資源の開発や多世代交流の場の創出の活動を展開する。 ・健康サロンの自主化後方支援や新たな創出を図る。 ・センター集いの場、集いの場2階を活用した高齢者や住民が立ち寄れる、集える場を運営する。
4	ケースに関わる支援者が、世帯が抱える問題に気づき、センターにつなぐことができる。	○介護支援専門員や専門機関職員への周知、啓発、ネットワーク構築 ・圏域内ケアマネジメント研修を居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協働して開催する。 ・専門機関（介護・医療・障がい・行政等）職員を圏域内ケアマネジメント研修へ参集する。 ・居宅介護支援事業所の管理者・主任介護支援専門員との懇談を通してネットワークを強化する。 ・成功事例、具体的なつなぎ支援についてリーフレットを作成し、周知する。

令和5年度活動評価および令和6年度活動計画

ア 地域包括支援センターの運営

(ア) 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

事業内容	令和5年度 活動評価				
	実績（実施回数、内容、実施方法等）		活動目標に対する評価		
総合相談 実態把握	○利用者基本情報作成状況 (件、人、%)				
			R3年度	R4年度	R5年度
	目標数値（年度）		1,066	998	938
	目標数値（R5.12時点）		—	—	—
	作成数	予防給付	214	221	221
		うち新規	60	60	41
		見守り	132	237	66
		うち新規	70	125	38
		その他	436	474	541
		うち新規	199	237	276
		合 計(A)	782	932	828
	うち新規	329	422	355	
	高齢者人口(B)		10,926	10,879	10,881
	目標達成率		73.4%	93.4%	88.3%
	○総合相談対応件数 (件)				
			R3年度	R4年度	R5年度
	実件数		1,163	1,145	1,370
	延件数		1,717	1,819	2,167
	○新規相談件数 (件)				
			R3年度	R4年度	R5年度
	ケース数		869	923	935
	○対象者の世帯構成 (件)				
			R3年度	R4年度	R5年度
	独居		291	373	281
	高齢夫婦		201	209	245
同居		206	201	239	
施設		59	43	46	
その他・不明・匿名		112	97	99	
合計		869	923	910	
○ミーティングでのケース検討実施状況 (件)					
		R3年度	R4年度	R5年度	
ケース数		7	12	9	
【活動目標】 地域の高齢者等が円滑に支援を受けることができる。					
【評 価】 利用者基本情報作成数は、見守りネットワーク事業によるものが減少し、予防給付は横ばい、その他は増加した。令和6年度以降も、後期高齢者の増加に伴い、把握件数が増加することが考えられる。把握した情報は各種相談や連携、緊急時連携などで活用する。 新規相談件数は増加している。新規相談の内容と支援方針については朝礼時に全職員で検討、共有し、支援困難ケースについてはミーティング等でケース検討を行い、相談者や高齢者が円滑に支援を受けられる環境を整えた。また、毎月、前月のケース支援進捗状況を確認し、連絡待ちケースに関してはアウトリーチを実施し、すべてのケースがもれなく支援を受けられるよう工夫している。 上記から、相談のあった高齢者等に対して円滑に支援につなぐことができおり、目標は達成とする。 今後もアウトリーチ支援を継続し、円滑に支援が受けられるよう、職員間での共有、意見交換を実施していく。					

【活動目標】

地域の高齢者等が円滑に支援を受けることができる。

【評価】

利用者基本情報作成数は、見守りネットワーク事業によるものが減少し、予防給付は横ばい、その他は増加した。令和6年度以降も、後期高齢者の増加に伴い、把握件数が増加することが考えられる。把握した情報は各種相談や連携、緊急時連携などで活用する。

新規相談件数は増加している。新規相談の内容と支援方針については朝礼時に全職員で検討、共有し、支援困難ケースについてはミーティング等でケース検討を行い、相談者や高齢者が円滑に支援を受けられる環境を整えた。また、毎月、前月のケース支援進捗状況を確認し、連絡待ちケースに関してはアウトリーチを実施し、すべてのケースがもれなく支援を受けられるよう工夫している。

上記から、相談のあった高齢者等に対して円滑に支援につなぐことができおり、目標は達成とする。

今後もアウトリーチ支援を継続し、円滑に支援が受けられるよう、職員間での共有、意見交換を実施していく。



令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
地域の高齢者や家族が、相談や支援を円滑に受けることができる。	・相談受付後、可能な限り訪問面談を行い、相談内容以外の潜在している問題や課題にも着眼して、その解消・解決や目標の達成に向けて支援する。 ・地域包括支援ネットワークを活用し、専門機関、対応窓口、制度や資源等につなぐとともに継続的に支援する。 ・総合相談対応や高齢者見守りネットワーク事業、その他の活動（健康づくり教室やサロン等の集いの場、認知症カフェ等）により、実態把握を行うとともに、データ管理をする。 ・データを基に地域課題を整理し、さまざまな事業・活動を実施する地域 ・内容・対象者等を決定する根拠として活用する。 ・適宜、ミーティングにてケース検討を実施し、職員の対応の質の向上を図る。 ・月1回程度、連絡待ちとなったケースへの対応を検討し、必要と判断した場合はアウトリーチを実施する。	・利用者基本情報作成数と過年度比 ・利用者基本情報の新規作成数と過年度比 ・利用者基本情報作成数と目標値の達成率 ・利用者基本情報の新規作成数と目標値の達成率 ・新規相談件数 ・連絡待ちの方へのアウトリーチの実施状況

(ア) 総合相談支援業務

事業内容	令和5年度 活動評価																																																					
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																																				
総合相談 住民や関係機関への 広報啓発活動	○相談者の続柄内訳（延・重複あり）（件） <table><tr><th></th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th></tr><tr><td>本人</td><td>735</td><td>750</td><td>990</td></tr><tr><td>家族親族</td><td>747</td><td>812</td><td>951</td></tr><tr><td>民生委員</td><td>41</td><td>65</td><td>48</td></tr><tr><td>町会・在宅福祉委員</td><td>3</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>知人・近隣住民</td><td>29</td><td>40</td><td>35</td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td>154</td><td>192</td><td>267</td></tr><tr><td>介護保険事業所</td><td>51</td><td>37</td><td>41</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>151</td><td>169</td><td>193</td></tr><tr><td>行政機関</td><td>31</td><td>39</td><td>47</td></tr><tr><td>警察・消防署職員</td><td>13</td><td>21</td><td>9</td></tr><tr><td>民間企業</td><td>14</td><td>21</td><td>9</td></tr><tr><td>その他</td><td>32</td><td>20</td><td>24</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	本人	735	750	990	家族親族	747	812	951	民生委員	41	65	48	町会・在宅福祉委員	3	7	7	知人・近隣住民	29	40	35	介護支援専門員	154	192	267	介護保険事業所	51	37	41	医療機関	151	169	193	行政機関	31	39	47	警察・消防署職員	13	21	9	民間企業	14	21	9	その他	32	20	24	【活動目標】 児童・生徒の親世代等、幅広い世代の住民が、相談先としてセンターを知り、細かなことでも相談することができる。
		R3年度	R4年度	R5年度																																																		
	本人	735	750	990																																																		
	家族親族	747	812	951																																																		
	民生委員	41	65	48																																																		
	町会・在宅福祉委員	3	7	7																																																		
	知人・近隣住民	29	40	35																																																		
	介護支援専門員	154	192	267																																																		
	介護保険事業所	51	37	41																																																		
	医療機関	151	169	193																																																		
行政機関	31	39	47																																																			
警察・消防署職員	13	21	9																																																			
民間企業	14	21	9																																																			
その他	32	20	24																																																			
○相談内容内訳（延・重複あり）（件） <table><tr><th></th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th></tr><tr><td>介護保険・総合事業</td><td>1,212</td><td>1,485</td><td>1,689</td></tr><tr><td>保健福祉サービス</td><td>130</td><td>172</td><td>175</td></tr><tr><td>介護予防</td><td>66</td><td>20</td><td>12</td></tr><tr><td>健康</td><td>161</td><td>134</td><td>176</td></tr><tr><td>認知症</td><td>196</td><td>184</td><td>177</td></tr><tr><td>住まい</td><td>114</td><td>27</td><td>142</td></tr><tr><td>権利擁護</td><td>14</td><td>27</td><td>43</td></tr><tr><td>その他</td><td>137</td><td>177</td><td>208</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	介護保険・総合事業	1,212	1,485	1,689	保健福祉サービス	130	172	175	介護予防	66	20	12	健康	161	134	176	認知症	196	184	177	住まい	114	27	142	権利擁護	14	27	43	その他	137	177	208	【評価】 総合相談対応件数、新規相談件数は増加傾向にある。相談者の内訳としては、「本人」、「家族親族」、「介護支援専門員」や「医療機関」からが増加しており、他はほぼ横ばいである。広報紙の配布方法の工夫として、若い年齢層を対象に行っており、周知の効果があったと思われる。上記から、目標は達成とする。																	
	R3年度	R4年度	R5年度																																																			
介護保険・総合事業	1,212	1,485	1,689																																																			
保健福祉サービス	130	172	175																																																			
介護予防	66	20	12																																																			
健康	161	134	176																																																			
認知症	196	184	177																																																			
住まい	114	27	142																																																			
権利擁護	14	27	43																																																			
その他	137	177	208																																																			
○広報紙による広報啓発（回、部、件） <table><tr><th></th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th></tr><tr><td>発行回数</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>発行部数</td><td>3,728</td><td>4,229</td><td>4,476</td></tr><tr><td>配布機関数</td><td>224</td><td>247</td><td>253</td></tr><tr><td>新規機関数</td><td>10</td><td>36</td><td>10</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	発行回数	2	2	2	発行部数	3,728	4,229	4,476	配布機関数	224	247	253	新規機関数	10	36	10	【活動目標】 地域の事業所（スーパー、コンビニ、郵便局、銀行、調剤薬局等）が、高齢者の変化に気づき、センターへ相談することができる。																																	
	R3年度	R4年度	R5年度																																																			
発行回数	2	2	2																																																			
発行部数	3,728	4,229	4,476																																																			
配布機関数	224	247	253																																																			
新規機関数	10	36	10																																																			
○広報紙による周知内容	健康づくり教室やサロン、高齢者虐待、住宅改修、つどいの場、地域活動（ペーパークラフト教室、まちの取り組み）、自立相談支援機関、いきいき生活手帳、高齢者の異変に気づくポイント	【評価】 「民間企業」については横ばいまたはやや減少傾向だった。周知の方法としては従来からの広報紙の他、名刺サイズの相談カード（以下「相談カード」という）を作成し、コンビニに設置した。相談カードについては配布が令和6年3月頃となり、効果については来年度以降の評価が必要である。上記から目標については一部達成とする。																																																				
○広報紙の配布方法の工夫	・UR赤川通団地全戸配布（90戸） ・北美原小学校全児童へ配布（710人） ・中央小学校全児童へ配布（250人） ・なかよし保育園へ配布（100人） ※相談カードの設置依頼（コンビニ19店）	今後も周知が必要だが、相談のある事業所については一部偏りが見られることもあり、幅広い事業所から相談を受けられるよう工夫が必要である。																																																				

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
幅広い世代の住民が、センターを知り、相談することができる。	○広報紙の内容の工夫 ・センターが相談機関であることがわかるよう表紙を工夫する。 ・幅広い年齢層にセンターの役割を周知できるよう、4コママンガ、レクリエーションコーナーの掲載や色合い、記事の内容を工夫する。 ・スマートフォン等のweb環境で広報紙やセンターの情報が閲覧できるようQRコードを添付する。 ・福祉拠点、集いの場、8050問題やひきこもり、ヤングケアラー等、世帯の抱える問題等について自立相談支援機関と一体的に周知し、家族や周囲が相談しやすい環境を整える。 ○広報紙による周知の方法 ・コミュニティ・スクールの活動と連携し、児童・生徒へ配布することで高齢者の子世代が広報紙を手取るきっかけを作る。 ・高齢者の多い団地等へ個別配布を実施する。 ・新規配布先への依頼については「多くの住民の利用がある」「一定時間滞在する場所であり、手取るきっかけがある」等、具体的な効果を検証して実施する。 ・配布先として効果を検証し、配布数の増減を検討する。 ・町会への回覧板での回覧継続を依頼する。 ・民生児童委員協議会定例会（以下「民児協定例会」という）で配布し、ネットワークの強化も併せて行う。 ・民間企業、学校など、高齢者との関わりが少ない事業所などへの周知。 ○その他の方法による周知 ・出前講座等を活用し、センターに相談することのメリットや相談のタイミングについて周知する。 ・インスタグラム等のSNSの活用を検討する。	・相談者の続柄『知人・近隣』『その他』からの相談件数 ・広報紙の内容 ・広報紙の発行部数 ・広報紙の配布方法の工夫 ・SNSの活用状況
	○各事業所への周知方法の工夫 ・高齢者が多く利用する民間企業（スーパー、コンビニ、郵便局、銀行、調剤薬局等）へ広報紙等を配布する際、店舗等の職員へ手渡し、説明も行う。 ・手渡ししやすいカードタイプの相談カードを作成し、センターへのつながりの意識を高める。 ・社会資源マップへの掲載事業所を拡大できるよう、民間企業へ周知や趣旨説明を行う。	・相談カードの活用状況 ・相談者の続柄『民間企業』からの相談件数

(ア) 総合相談支援業務

事業内容	令和5年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価
高齢者の孤立予防 高齢者のセルフケア	○安否確認に関する相談 (件)			【活動目標】 地域で互いに見守りできる環境を整え、高齢者の孤立を防ぐ。 【評価】 安否確認の相談件数は横ばいだった。相談元としては、介護保険事業所がやや増え、他はほぼ横ばいだった。安否確認の相談のあったケースの内訳は死亡ケースが1件、倒れていた等で救急要請が4件、医療・介護サービスにつなげたケースが5件、外出など異常なしだったケースが8件だった。早期の安否確認相談は地域の高齢者が安全に生活できる一助となっている。 上記から、目標については達成とするが、今後も異変を感じた際にセンター等へ連絡するといった周知を図る必要がある。 【活動目標】 地域の高齢者がセルフケアの意識をもち生活できる。 【評価】 「いきいき生活手帳」の配布数は2件だった。「いきいき生活手帳」の対象となるとされる高齢者は地域に多いと思われるが、利用者は少ない。上記から目標は一部達成とする。 まだ、地域の高齢者に周知されていないと思われ、広報紙等に掲載すると利用を希望する旨の連絡があることから、今後も周知を継続するほか、周知方法を工夫する必要がある。また、出前講座、健康づくり教室、通所型サービスCの利用者等への声かけも行う。
	安否確認相談件数	R3年度 14	R4年度 19	R5年度 18
	生存確認	12	17	17
	死亡発見	2	1	1
	不明	0	0	0
	○安否確認相談者 (件)			
	相談者	R3年度	R4年度	R5年度
	家族	1	1	2
	民生委員	3	4	5
	在宅福祉委員			
	行政・警察	2	3	0
	介護保険事業所	1	1	5
	医療機関	3	3	1
	民間企業	2	4	1
	その他	2	3	4
	合計	14	19	18
	○高齢者見守りネットワーク事業 (件)			
	実態把握実施者	R3年度 102	R4年度 163	R5年度 68
	うち支援の必要性あり	6	11	7
	うち民生委員の見守り	0	2	0
	○いきいき生活手帳配布数 (件)			
			R4年度	R5年度
	ケース数		8	2

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
地域で見守りできる環境を整え、高齢者の異変を感じた時にセンターへ相談することができる。	・ 民児協定例会や在宅福祉委員会の会議等への参加、研修会への講師派遣等により、対応事例の紹介を行うとともに、地域包括支援ネットワークを強化する。 ・ 出前講座の開催や広報紙・リーフレット等の配布を通し、住民に見守りの視点や相談先を周知する。 ・ 地域包括支援ネットワークを活用し、地域や関係機関に見守りの視点や連携の重要性を周知する。 ・ 函館市地域見守り活動に関する協定締結事業者へ広報紙やリーフレットを配布して相談できる環境を整える。 ・ 安否確認及び孤立死の対応ケースについてセンター内で情報共有、ケース検討を実施し、再発予防の方法を検証する。 ・ 孤立の心配がある高齢者への効果的な取り組みについて、センター内で検討する。	・ 相談件数と相談者の内訳 ・ 地域の見守り等の周知数と方法 ・ 対応後の振り返り、再発防止策の検討実施の状況
地域の高齢者がセルフケアの意識を持って生活できる。	・ いきいき生活手帳を活用し、高齢者のセルフケアの意識向上を図る。 ・ いきいき生活手帳作成時は令和4年度に発行した社会資源マップを活用し、インフォーマルサービスや社会参加へつなげるよう対応する。 ・ ふれあい昼食会等で健康管理や介護予防について周知し、希望者へいきいき生活手帳やリーフレット等を活用し、情報提供する。 ・ 健康管理、介護予防に関するリーフレットを作成し、周知する。 ※生活支援体制整備事業と連動 ・ 広報紙に「いきいき生活手帳」の記事を掲載する。 ・ 通所型サービスCを利用し、半年後、終了した方へいきいき生活手帳の活用を促す。 ・ 介護サービス利用終了者等へ「いきいき生活手帳」の活用を促す。	・ 介護予防に関する広報啓発の活動実績 ・ セルフマネジメント支援の実施数 ・ いきいき生活手帳、社会資源マップの配布状況

(イ) 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第2号

【目的】高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

事業内容	令和5年度 活動評価																																																																																																						
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																																																																																					
権利擁護 関係機関との連携 体制構築	○権利擁護相談の状況 ・ 対応件数 (件) <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>ケース数（実）</td><td>45</td><td>34</td><td>42</td></tr><tr><td>〔(再)医療と連携あり</td><td>21</td><td>14</td><td>21</td></tr></table> ・ 権利擁護に関する相談者の内訳 (件) <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td>9</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>介護保険事業所</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>近隣住民・知人</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>民生委員</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>本人</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>親族</td><td>8</td><td>9</td><td>9</td></tr><tr><td>行政</td><td>2</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>警察</td><td>4</td><td>3</td><td>8</td></tr><tr><td>病院</td><td>8</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>クリニック</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>不明匿名</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>その他</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ○クリニックからの相談数 (件) <table><tr><td>配布したクリニック数</td><td>21</td></tr><tr><td>相談をくれたクリニック数</td><td>7</td></tr></table> ・ 相談内容 <table><tr><td>・ もの忘れがあり会話がかみ合わない患者について</td></tr><tr><td>・ これから救急搬送。困惑している家族について</td></tr><tr><td>・ 通院中で隣市在住の内縁関係の夫婦について</td></tr><tr><td>・ 薬局への行き方が分からず服薬できない患者について</td></tr><tr><td>・ サービス調整について</td></tr></table> ○運営推進会議でのリーフレット配布数 (件) <table><tr><td>消費者被害について</td><td>2</td></tr><tr><td>高齢者虐待について</td><td>6</td></tr><tr><td>地域の見守りについて</td><td>8</td></tr><tr><td>成年後見制度について</td><td>1</td></tr></table> ○権利擁護に関する介護支援専門員、介護サービス事業所への周知活動状況 ・ 広報啓発内容と方法 <table><tr><td>内容</td><td>方法</td></tr><tr><td>高齢者虐待の早期通報</td><td>リーフレットの配布</td></tr></table> ・ 相談者・通報者（再掲） (件) <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>親族・本人</td><td>16</td><td>6</td><td>17</td></tr><tr><td>民生委員</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>近隣住民・知人</td><td>2</td><td>3</td><td>1</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	ケース数（実）	45	34	42	〔(再)医療と連携あり	21	14	21		R3年度	R4年度	R5年度	介護支援専門員	9	5	6	介護保険事業所	1	2	2	近隣住民・知人	1	0	1	民生委員	3	0	1	本人	6	7	8	親族	8	9	9	行政	2	4	3	警察	4	3	8	病院	8	4	3	クリニック	0	0	0	不明匿名	0	0	0	その他	3	0	0	配布したクリニック数	21	相談をくれたクリニック数	7	・ もの忘れがあり会話がかみ合わない患者について	・ これから救急搬送。困惑している家族について	・ 通院中で隣市在住の内縁関係の夫婦について	・ 薬局への行き方が分からず服薬できない患者について	・ サービス調整について	消費者被害について	2	高齢者虐待について	6	地域の見守りについて	8	成年後見制度について	1	内容	方法	高齢者虐待の早期通報	リーフレットの配布		R3年度	R4年度	R5年度	親族・本人	16	6	17	民生委員	1	1	1	近隣住民・知人	2	3	1	【活動目標】 クリニックの職員が高齢者の変化に気づいた際、気軽にセンターに問い合わせることができる。 【評価】 クリニックからの総合相談は増加した。広報紙とともに、相談のタイミングを記載したリーフレットを直接、担当者に説明しながら配布したことで、気になる高齢者が一定数いることや「対応に困っていた」との声も聞くことができた。配布3ヶ月後に行ったモニタリングでは、医師をはじめ医療スタッフ全員の相談に対する意識が向上していることが汲み取れた。初めて相談につながったクリニックもあり、目標は達成とする。 継続活動とするため、活動目標には記載しないこととするが、今後も気軽に相談につながるよう、広報紙配布の場を活用して定期的に訪問し、関係づくりを行う。 【活動目標】 介護支援専門員および介護サービス事業所の職員が高齢者の権利擁護に早期に気づき、センターに相談することができる。 【評価】 事業所向けに高齢者虐待の気付きの視点についてリーフレットを作成し、運営推進会議の場を活用して説明、配布した。 介護支援専門員や介護サービス事業所からの相談数は横ばいだが、介護サービス利用のあるケースでは、担当介護支援専門員と介護保険事業所から相談が入っているため、目標は達成とする。 継続活動とするため、活動目標には記載しないこととするが、高齢者虐待対応数は昨年と比べ急増しているため、今後も広報紙等で周知していく。
		R3年度	R4年度	R5年度																																																																																																			
	ケース数（実）	45	34	42																																																																																																			
	〔(再)医療と連携あり	21	14	21																																																																																																			
		R3年度	R4年度	R5年度																																																																																																			
	介護支援専門員	9	5	6																																																																																																			
	介護保険事業所	1	2	2																																																																																																			
	近隣住民・知人	1	0	1																																																																																																			
	民生委員	3	0	1																																																																																																			
	本人	6	7	8																																																																																																			
親族	8	9	9																																																																																																				
行政	2	4	3																																																																																																				
警察	4	3	8																																																																																																				
病院	8	4	3																																																																																																				
クリニック	0	0	0																																																																																																				
不明匿名	0	0	0																																																																																																				
その他	3	0	0																																																																																																				
配布したクリニック数	21																																																																																																						
相談をくれたクリニック数	7																																																																																																						
・ もの忘れがあり会話がかみ合わない患者について																																																																																																							
・ これから救急搬送。困惑している家族について																																																																																																							
・ 通院中で隣市在住の内縁関係の夫婦について																																																																																																							
・ 薬局への行き方が分からず服薬できない患者について																																																																																																							
・ サービス調整について																																																																																																							
消費者被害について	2																																																																																																						
高齢者虐待について	6																																																																																																						
地域の見守りについて	8																																																																																																						
成年後見制度について	1																																																																																																						
内容	方法																																																																																																						
高齢者虐待の早期通報	リーフレットの配布																																																																																																						
	R3年度	R4年度	R5年度																																																																																																				
親族・本人	16	6	17																																																																																																				
民生委員	1	1	1																																																																																																				
近隣住民・知人	2	3	1																																																																																																				

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(イ) 権利擁護業務

事業内容	令和5年度 活動評価				
	実績（実施回数、内容、実施方法等）		活動目標に対する評価		
権利擁護 住民への広報啓発	○高齢者虐待対応の状況				
	・高齢者虐待の判断と対応 (件)				
		R3年度	R4年度	R5年度	
	通報・相談数	13	15	27	
	内 訳	虐待と判断	5	5	10
		虐待ではない	5	4	7
		判断に至らず	3	1	6
		対応中	0	5	4
	高齢者虐待	5	5	7	
	終結数	4	3	7	
	終結率	80.0%	60.0%	100.0%	
	セルフネグレクト	1	1	2	
	※通報・相談数は警察からの報告のみを除く				
	・通報者の内訳 (件)				
		R3年度	R4年度	R5年度	
	通 報 者	介護支援専門員	3	6	6
		警察	2	2	7
		親族・虐待者本人	6	4	8
		介護サービス事業所	0	1	2
		民生委員	1	0	1
		医療関係者	0	2	1
その他		1	0	2	
○出前講座の開催内容 (回)					
消費者被害について		4			
虐待について		3			
地域の見守りについて		2			
・リーフレット配布 (件)					
消費者被害について		2			
高齢者虐待について		6			
地域の見守りについて		8			
成年後見制度について		1			
・特殊詐欺防止通帳ケース等配布数 (個)					
消費者被害防止通帳ケース		216			
特殊詐欺防止シール		52			
【活動目標】					
地域の関係者が権利擁護の視点を持つ重要性を知ること、早期にセンターに相談することができる。					
【評価】					
民生委員や近隣住民・知人からの権利擁護についての相談件数は横ばいだが、民生委員と高齢者見守りネットワーク事業の面談の場を活用し、相談しやすい関係づくりに努めたことで、民生委員からの総合相談件数は増加。地域住民はセンターへの直接相談の他、民生委員に相談する傾向が見受けられた。					
センターへの直接通報は難しい地域住民もいると想定されるため、目標は一部達成とし、対応方法の見直しが必要。地域住民から相談を受けやすい民生委員や現にケアマネジメントを実践している介護支援専門員からの相談内容や相談時期に偏りが出ているため、適切な相談時期の周知へと目標を変更する。					
【活動目標】					
地域住民が高齢者虐待や消費者被害について理解することができる。					
【評価】					
広報紙に権利擁護の記事を掲載したり、出前講座の開催、町会行事参加時に消費者被害防止通帳ケースを配布し、権利擁護に関する知識について周知。権利擁護相談のうち介護サービスを利用していないケースで本人・親族からの通報数が増加しており、本人を含めた地域住民に権利擁護に関心を持ってもらうことができたため、目標は達成とする。					
民生委員や在宅福祉委員に消費者被害防止通帳ケースを渡し、住民に配布してもらう計画であったが、方面会長との調整がつかず未達成。					
今後は地域住民が相談しやすい民生委員や、変化に気づきやすい民間企業へのアプローチを行う必要がある。					

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
民生委員や介護支援専門員が適切なタイミングで相談することができる。	・ 広報紙に気になることがある場合の相談時期に関する記事を掲載し、安心して相談ができるよう啓発を行う。 ・ 民生委員が権利擁護に限らずセンターへ相談しやすくするため、民児協定例会や高齢者見守りネットワーク事業の情報交換、個別事例の支援時を活用して、相談しやすい関係づくりを継続。同時に気なる高齢者がいないか声掛けし、支援が必要な高齢者の早期発見、見守り体制を強化する。 ・ 気になることがある場合の相談タイミングに関するリーフレットを配布する。	・ 広報紙の内容 ・ 相談のうち民生委員、介護支援専門員らの相談数、相談内容
民間企業が適切なタイミングで相談することができる	・ 民間事業所への広報紙配布の場を活用し、気になる高齢者がいないか声掛けする。 ・ 気になることがある場合の相談タイミングに関するリーフレットを配布する。	・ 対面による広報紙配布の実績 ・ 相談のうち民間事業所からの相談数、相談内容
地域住民が消費者被害について理解することができる。	・ センターから民生委員や在宅福祉委員に消費者被害防止通帳ケースを配布し、趣旨説明。民生委員や在宅福祉委員、介護支援専門員から地域住民に配布してもらい、広報啓発を図るとともに、相談のきっかけづくりを行う。	・ 民生委員や在宅福祉委員への対応依頼状況 ・ 介護支援専門員への対応依頼状況

(イ) 権利擁護業務

事業内容	令和5年度 活動評価																																				
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																			
権利擁護 職員の資質向上	○職員体制・資質向上への取り組み実績 ・職員の資質向上に向けた取り組み（回） <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th><th>回数</th></tr><tr><td rowspan="8">センター内研修</td><td>事例検討</td><td>3</td></tr><tr><td>対応の振り返り</td><td>1</td></tr><tr><td>遺言について</td><td>1</td></tr><tr><td>被害妄想のある方の後見制度利用</td><td>2</td></tr><tr><td>ゴミ屋敷のごみ処分について</td><td>1</td></tr><tr><td>身元保証人のないケースについて</td><td>1</td></tr><tr><td>相続財産管理人について</td><td>1</td></tr><tr><td>ハラスメントについて</td><td>1</td></tr><tr><td>医療機関の診療拒否について</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="6">外部研修</td><td>ヤングケアラー</td><td>1</td></tr><tr><td>依存症支援者学習会</td><td>1</td></tr><tr><td>成年後見について</td><td>1</td></tr><tr><td>成年後見事例検討会</td><td>1</td></tr><tr><td>高齢者虐待対応研修</td><td>1</td></tr><tr><td>法テラスの業務について</td><td>1</td></tr></table>	項 目	内 容	回数	センター内研修	事例検討	3	対応の振り返り	1	遺言について	1	被害妄想のある方の後見制度利用	2	ゴミ屋敷のごみ処分について	1	身元保証人のないケースについて	1	相続財産管理人について	1	ハラスメントについて	1	医療機関の診療拒否について	1	外部研修	ヤングケアラー	1	依存症支援者学習会	1	成年後見について	1	成年後見事例検討会	1	高齢者虐待対応研修	1	法テラスの業務について	1	【活動目標】 総合相談等から高齢者虐待が疑われるケースを把握できるよう、全職員が権利擁護の視点を持つことができる。 【評価】 センター担当弁護士による法律相談や勉強会は全員出席とし、普段の業務で気になっている問題について必要な視点を学び、理解を深めることができた。 実践としては、経験の浅い職員の対応支援と心理的負担軽減のため複数対応としてバックアップ体制を整えたり、通報を受けた時点でセンター全員で共有・検討し、緊急性と対応方法を判断したことで、全職員が適切に支援できたため目標は達成とする。 複合化した問題を抱えるケースが増え、自立相談支援機関と連携し複数名で対応するケースも増加。精神疾患、経済困窮、8050問題、高齢者虐待対応後の擁護者の就労等のケース支援により、連携が必要な機関も多様化している。今後も職員の資質向上に向けた取り組みは必要である。
	項 目	内 容	回数																																		
	センター内研修	事例検討	3																																		
		対応の振り返り	1																																		
		遺言について	1																																		
		被害妄想のある方の後見制度利用	2																																		
		ゴミ屋敷のごみ処分について	1																																		
		身元保証人のないケースについて	1																																		
		相続財産管理人について	1																																		
		ハラスメントについて	1																																		
医療機関の診療拒否について	1																																				
外部研修	ヤングケアラー	1																																			
	依存症支援者学習会	1																																			
	成年後見について	1																																			
	成年後見事例検討会	1																																			
	高齢者虐待対応研修	1																																			
	法テラスの業務について	1																																			
・複数の職員で対応したケース数（件） <table><tr><th></th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th></tr><tr><td>成年後見制度</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>高齢者虐待</td><td>5</td><td>9</td><td>15</td></tr><tr><td>その他</td><td>4</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>計</td><td>11</td><td>17</td><td>25</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	成年後見制度	2	1	3	高齢者虐待	5	9	15	その他	4	7	7	計	11	17	25																	
	R3年度	R4年度	R5年度																																		
成年後見制度	2	1	3																																		
高齢者虐待	5	9	15																																		
その他	4	7	7																																		
計	11	17	25																																		
・主担当となった職種（件） <table><tr><th></th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th></tr><tr><td>社会福祉士（2）</td><td>23</td><td>10</td><td>19</td></tr><tr><td>主任介護支援専門員（3）</td><td>14</td><td>14</td><td>17</td></tr><tr><td>保健師（2）</td><td>8</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>介護支援専門員（1）</td><td>—</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>計</td><td>45</td><td>29</td><td>42</td></tr></table> ※（ ）は配置人数		R3年度	R4年度	R5年度	社会福祉士（2）	23	10	19	主任介護支援専門員（3）	14	14	17	保健師（2）	8	5	4	介護支援専門員（1）	—	0	2	計	45	29	42													
	R3年度	R4年度	R5年度																																		
社会福祉士（2）	23	10	19																																		
主任介護支援専門員（3）	14	14	17																																		
保健師（2）	8	5	4																																		
介護支援専門員（1）	—	0	2																																		
計	45	29	42																																		
○権利擁護のケース支援で連携した機関	市（障がい保健福祉課、生活支援課、自立支援相談窓口、住宅都市施設公社）、警察、相談支援事業所、医療機関、精神科病院、不動産業者、法テラス、法律事務所、社会福祉士事務所、成年後見人、金融機関、新聞販売店、民間企業（不動産会社、ライフライン関係、介護サービス事業所）																																				

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
職員の職種にかかわらず、全職員が権利擁護の視点を持ち、適切に対応することができる。	・勉強会を定期的で開催し、全職種が参加することで、専門知識を習得するとともに、法律が関連する相談への対応について共有し、職員のスキルアップを図る。 ・高齢者虐待対応や権利擁護対応経験の少ない職員も不安なく対応できるよう、社会福祉士が講師となり勉強会等を開催してバックアップ体制を整える。	・対応した職種の内訳 ・資質向上に向けた取り組みの内容 ・法律相談での相談実績

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第3号

【目 的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

事業内容	令和5年度 活動評価				
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価	
介護支援専門員の 資質向上 社会資源の可視化 連携体制の構築	○合同ケアマネジメント研修(※1) (箇所、人)				
	令和5年10月18日 令和5年10月19日				
		参加 事業所	参加 人数	参加率	
				事業所	介護支援専門員
	居宅介護支援事業所	10	23	90.9%	63.9%
	小規模多機能	1	0	0.0%	0.0%
	看護小規模多機能	1	1	100%	100%
	○圏域内ケアマネジメント研修の実施内容(※1) (箇所、人)				
	令和5年12月14日				
		参加 事業所	参加 人数	参加率	
				事業所	介護支援専門員
	居宅介護支援事業所	10	24	90.9%	66.7%
	小規模多機能	0	0	0.0%	0.0%
	看護小規模多機能	0	0	0.0%	0.0%
	(※1 令和5年度居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員についての調査結果を基に算出)				
	○圏域内研修における参加者アンケート結果より抜粋				
	Q	ミニ講話「福祉拠点の役割と機能」について、理解ができましたか？			
	A	理解を深めることができた		95.2%	
		何となく分かった		4.8%	
		よく分からなかった		0%	
Q	合同研修「信頼関係を構築できる面接方法を学ぶ」の振り返りとしてミニ講話がありましたが、理解はできましたか？				
A	理解を深めることができた		95.2%		
	何となく分かった		4.8%		
	よく分からなかった		0%		
○介護支援専門員と民生委員の連携支援 (件)					
	R4.3	R5.3	R5.12	R6.3	
個別支援	4	2	2	3	
連携支援のみ	3	6	1	2	
○居宅介護支援事業所管理者との懇談会 (箇所、人)					
令和5年12月1日					
	対象 事業所	対象 人数	管理者	主任介護 支援専門員	
居宅介護支援事業所	11	11	6	—	
小規模多機能	1	0	—	—	
看護小規模多機能	1	0	—	—	
	【活動目標】 介護支援専門員がケアマネジメントの基礎となる面談技術について学ぶことができる。				
	【評 価】 合同ケアマネジメント研修は面談技法についての研修であり、関心の高い内容と思われたが、参加率が63.9%と思いのほか低調のため、一部達成とする。今後の研修については、他センターとも協力し、参加率向上に向けてのアンケートを実施する。 圏域内研修は居宅介護支援事業所管理者と協働で企画・運営することができたため、目標は達成とする。今後も居宅介護支援事業所の管理者や主任介護支援専門員と協働して圏域内ケアマネジメント研修を企画する等、ケアマネジメント技術の向上のみならず、連携体制の構築を目指す必要がある。				
	【活動目標】 可視化した地域の社会資源を介護支援専門員が活用できる。				
	【評 価】 今年度が評価年度であるが、途中評価はできず、目標は未達とする。今後は「みんなに教えたい おススメの社会資源」の活用状況の確認を実施。内容の更新を予定しており、圏域内の主任介護支援専門員と協働して内容の充実を図る必要がある。				

【活動目標】

介護支援専門員がケアマネジメントの基礎となる面談技術について学ぶことができる。

【評 価】

合同ケアマネジメント研修は面談技法についての研修であり、関心の高い内容と思われたが、参加率が63.9%と思いのほか低調のため、一部達成とする。今後の研修については、他センターとも協力し、参加率向上に向けてのアンケートを実施する。

圏域内研修は居宅介護支援事業所管理者と協働で企画・運営することができたため、目標は達成とする。今後も居宅介護支援事業所の管理者や主任介護支援専門員と協働して圏域内ケアマネジメント研修を企画する等、ケアマネジメント技術の向上のみならず、連携体制の構築を目指す必要がある。

【活動目標】

可視化した地域の社会資源を介護支援専門員が活用できる。

【評 価】

今年度が評価年度であるが、途中評価はできず、目標は未達とする。今後は「みんなに教えたい おすすめの社会資源」の活用状況の確認を実施。内容の更新を予定しており、圏域内の主任介護支援専門員と協働して内容の充実を図る必要がある。

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
介護支援専門員がケアマネジメントの基礎となる面談技術について学ぶことができる。	○10月頃 ・10センター合同で令和5年度からの「ケアマネジメント研修に関する基本方針」に基づき「「個」を意識した情報収集と課題分析を学ぶ」をテーマに研修を実施する。 ○11月頃 ・居宅介護支援事業所の管理者と協働して圏域内ケアマネジメント研修を企画・運営する。 ○12月頃 ・合同ケアマネジメント研修の内容を踏まえて、圏域内ケアマネジメント研修を実施する。 ・圏域内ケアマネジメント研修では関係機関や専門職も講師や参加者として参集し、ネットワーク構築支援も併せて行う。	・ケアマネジメント研修への参加率 ・研修内容の理解深度を測るアンケート ・圏域内介護支援専門員との協働実績
介護支援専門員が可視化した地域の社会資源を活用できる。	○12月頃 ・圏域内の介護支援専門員の「みんなに教えたい おすすめの社会資源」の活用状況についてモニタリングを実施する。 ○2月頃 ・圏域内の介護支援専門員と「みんなに教えたい おすすめの社会資源」の内容について協議し、内容更新に向けて活動する。 ・民生委員や町会役員、在宅福祉委員からの情報も基に社会資源の可視化を図る。 ※生活支援体制整備事業と連動	・冊子更新に向けての活動状況 ・懇談会の開催状況

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業内容	令和5年度 活動評価																																									
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																								
連携体制の構築 職員の資質向上	○センターの周知 ・広報紙の発行 (回)	【活動目標】 介護支援専門員と民生委員の連携体制の強化を図る。 【評価】 民生委員が支援者の一員として関わったケースが13件。介護支援専門員と民生委員が直接連携したケースは6件あり、うち2件は個別ケア会議にも参加。介護支援専門員が民生委員と協力する意識が高まっており目標は達成とする。今後は支援の幅を広げられるように他制度の支援者とも連携できる体制を構築する必要がある。 【活動目標】 職種やキャリアによらず、適切に介護支援専門員の後方支援をすることができる。 【評価】 職員の資質向上では、即応性や短期間での問題解決を求められることもあり、対応する職員(職種)の偏りが認められ改善に至っていない。一方で、キャリアラダーによる評価を見ると、経験の浅い職員も確実に評価が上昇しているため、目標は一部達成とする。 経験の浅いもしくは対応回数の少ない職員(職種)をケース対応の主担当とし、経験のある職員がサポートするなど育成方法に工夫が必要と考える。																																								
	<table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>発行回数</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>配布方法</td><td colspan="3">事業所訪問または面談手渡し</td></tr></table>			R3年度	R4年度	R5年度	発行回数	2	2	2	配布方法	事業所訪問または面談手渡し																														
			R3年度	R4年度	R5年度																																					
	発行回数		2	2	2																																					
	配布方法		事業所訪問または面談手渡し																																							
	・介護支援専門員からの相談がきっかけで個別地域ケア会議を開催した割合 (回)																																									
	<table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>6</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>介護支援専門員から</td><td>0</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>介護支援専門員からの割合</td><td>0.0%</td><td>50.0%</td><td>33.3%</td></tr></table>			R3年度	R4年度	R5年度	開催回数	6	8	9	介護支援専門員から	0	4	3	介護支援専門員からの割合	0.0%	50.0%	33.3%																								
			R3年度	R4年度	R5年度																																					
	開催回数		6	8	9																																					
	介護支援専門員から		0	4	3																																					
	介護支援専門員からの割合		0.0%	50.0%	33.3%																																					
	○介護支援専門員への個別支援状況（実） (件)																																									
	<table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>ケース数</td><td>15</td><td>28</td><td>23</td></tr><tr><td>終結数</td><td>13</td><td>27</td><td>23</td></tr><tr><td>終結率</td><td>86.7%</td><td>96.4%</td><td>100%</td></tr></table>			R3年度	R4年度	R5年度	ケース数	15	28	23	終結数	13	27	23	終結率	86.7%	96.4%	100%																								
			R3年度	R4年度	R5年度																																					
	ケース数		15	28	23																																					
終結数	13	27	23																																							
終結率	86.7%	96.4%	100%																																							
○職種別の介護支援専門員への個別支援件数 (件)																																										
<table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>社会福祉士(2)</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>主任介護支援専門員(3)</td><td>10</td><td>20</td><td>17</td></tr><tr><td>保健師(2)</td><td>4</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>介護支援専門員 (1)</td><td>—</td><td>0</td><td>2</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	社会福祉士(2)	1	3	0	主任介護支援専門員(3)	10	20	17	保健師(2)	4	5	4	介護支援専門員 (1)	—	0	2																						
	R3年度	R4年度	R5年度																																							
社会福祉士(2)	1	3	0																																							
主任介護支援専門員(3)	10	20	17																																							
保健師(2)	4	5	4																																							
介護支援専門員 (1)	—	0	2																																							
※()は配置人数																																										
○介護支援専門員への個別支援内容 (件)																																										
<table><tr><td>介護支援専門員への支援</td><td>R5.12</td><td>R6.3</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>助言・指導</td><td>11</td><td>15</td></tr><tr><td>連携のための支援</td><td>4</td><td>6</td></tr><tr><td>連携のための支援(民生委員)</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>対応の振り返り</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>事業所(管理者)への支援</td><td>R5.12</td><td>R6.3</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>助言・指導</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>連携のための支援</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>対応の振り返り</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>支援チームの一員としての支援</td><td>12</td><td>15</td></tr><tr><td>個別地域ケア会議の開催</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	介護支援専門員への支援	R5.12	R6.3	情報提供	7	8	助言・指導	11	15	連携のための支援	4	6	連携のための支援(民生委員)	3	3	対応の振り返り	2	2	事業所(管理者)への支援	R5.12	R6.3	情報提供	2	2	助言・指導	2	2	連携のための支援	0	0	対応の振り返り	0	0	支援チームの一員としての支援	12	15	個別地域ケア会議の開催	3	3	その他	0	0
介護支援専門員への支援	R5.12	R6.3																																								
情報提供	7	8																																								
助言・指導	11	15																																								
連携のための支援	4	6																																								
連携のための支援(民生委員)	3	3																																								
対応の振り返り	2	2																																								
事業所(管理者)への支援	R5.12	R6.3																																								
情報提供	2	2																																								
助言・指導	2	2																																								
連携のための支援	0	0																																								
対応の振り返り	0	0																																								
支援チームの一員としての支援	12	15																																								
個別地域ケア会議の開催	3	3																																								
その他	0	0																																								

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
圏域内居宅介護支援事業所とセンターの連携体制を強化する。	・圏域内ケアマネジメント研修は居宅介護支援事業所の管理者と協働して企画、開催する。 ・圏域内研修を2部制とし、懇談会の時間を設けることで、情報共有等を図るとともに、センター職員と介護支援専門員の顔の見える関係をつくる。 ・居宅介護支援事業所の管理者や主任介護支援専門員との懇談会を共催する。日頃の業務についての課題、困りごと等について意見交換することによって、センターと居宅介護支援事業所との連携体制の強化を図る。 ・圏域内の介護支援専門員が抱えている個別ケースで、課題解決のツールとして個別地域ケア会議を活用できるように周知する。 ・介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務を通して、日頃から連携を図ることで、連携体制を構築する。	・圏域内研修の実施状況 ・圏域内居宅介護支援事業所との懇談会の共催状況 ・圏域内居宅介護支援事業所へのケース委託状況
介護支援専門員が多様化・複雑化する課題に対応するための知識を身に着けることができる。	・介護支援専門員と他分野の関係機関や専門職との交流を図る。 ・自立相談支援機関との協働による介護分野以外のテーマを含めた研修を実施する。 ・介護支援専門員がケアマネジメントを実践する中で、他分野の支援者と連携が図れるよう個別に後方支援を行う。 ・懇談会の開催等を通し、介護支援専門員へ困り事等についてヒアリングを実施する。	・他職種との合同研修の実施状況 ・介護支援専門員と他分野の支援員をつなぐ支援回数 ・ヒアリングの実施状況と内容
職種やキャリアによらず、適切に介護支援専門員の後方支援をすることができる。	・介護支援専門員への個別支援を行う際はセンター内で情報共有し、主任介護支援専門員が助言する等、センター全体として対応する。 ・センター内で介護支援専門員への個別支援の対応状況や振り返り、事例検討を行うことでセンター全職員の対応力向上を図る。 ・支援チームの一員として介護支援専門員を支援する場合は、主任介護支援専門員と多職種の複数名で対応する。 ・経験の浅い職員が担当する場合は2人体制で対応し、対応力の向上を目指す。	・センター内での対応振り返りや事例検討の実施回数 ・介護支援専門員への個別支援の職種別対応回数 ・キャリアラダーの評価

(イ) 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法第115条の48

【目 的】地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議を開催し、介護サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

事業内容	令和5年度 活動評価																																															
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																														
個別ケースを検討する地域ケア会議	○個別地域ケア会議の開催状況（回） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>目標数値</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>6</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>達成率</td><td>85.7%</td><td>114.3%</td><td>128.6%</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	目標数値	7	7	7	開催回数	6	8	9	達成率	85.7%	114.3%	128.6%	【活動目標】 介護支援専門員が個別地域ケア会議を活用しながらケアマネジメントを実践できる。 【評価】 令和3年度より居宅介護支援事業所への訪問や懇談会を通して個別地域ケア会議の目的や開催効果を周知したことで介護支援専門員からの相談がきっかけで個別地域ケア会議の開催に至ったケースが増えている。また、開催後にモニタリングを実施し、介護支援専門員が連携体制をケアマネジメントに活かすことができていることを把握したため、目標は達成とする。 今後も介護支援専門員が個別地域ケア会議を活用できるよう継続したアプローチが必要である。 【活動目標】 関係機関や地域密着型サービス事業所が地域ケア会議の役割を知り、地域の一員として高齢者支援に参画できる。 【評価】 介護事業所等への周知を継続するとともに個別地域ケア会議の開催時は可能な限り参集することを意識して実践した。結果、経年比較に於いても介護事業所等の出席者が増え、円滑な支援方針の決定や役割分担が成されたと考えるため、目標は達成とする。 今後は介護事業所のみならず、医療機関や民間企業へのアプローチを行い、地域での支援体制構築につなげる必要がある。																														
		R3年度	R4年度	R5年度																																												
	目標数値	7	7	7																																												
	開催回数	6	8	9																																												
	達成率	85.7%	114.3%	128.6%																																												
	○居宅介護支援事業所管理者と懇談会 <table><tr><td>令和5年12月1日</td><td>センター2名、居宅管理者6名</td></tr></table> 圏域内ケアマネジメント研修の企画・運営の懇談と併せて、地域ケア会議の目的や再開効果について周知し、活用を促した。	令和5年12月1日	センター2名、居宅管理者6名																																													
	令和5年12月1日	センター2名、居宅管理者6名																																														
	○個別地域ケア会議の開催のきっかけ（件） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>介護支援専門員から</td><td>0</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>本人・家族から</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>民生委員や町会から</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>介護事業所から</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>センターの判断（介護支援専門員への個別支援含む）</td><td>5</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>その他</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td></tr></table> その他の内訳〔障がい事業所、医療機関〕		R3年度	R4年度	R5年度	介護支援専門員から	0	4	3	本人・家族から	0	0	0	民生委員や町会から	0	0	0		介護事業所から	0	0	0	センターの判断（介護支援専門員への個別支援含む）	5	3	3	その他	1	1	3																		
		R3年度	R4年度	R5年度																																												
	介護支援専門員から	0	4	3																																												
本人・家族から	0	0	0																																													
民生委員や町会から	0	0	0																																													
介護事業所から	0	0	0																																													
センターの判断（介護支援専門員への個別支援含む）	5	3	3																																													
その他	1	1	3																																													
○参加者の内訳（延人） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td>4</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>本人・家族</td><td>7</td><td>5</td><td>3</td></tr><tr><td>近隣住民・知人・友人</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>民生委員や町会</td><td>3</td><td>6</td><td>2</td></tr><tr><td>介護事業所</td><td>2</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>障がいサービス事業所</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>民間企業</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>行政</td><td>3</td><td>3</td><td>6</td></tr><tr><td>警察・消防</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr></table> その他の内訳〔アパート大家〕		R3年度	R4年度	R5年度	介護支援専門員	4	6	7	本人・家族	7	5	3	近隣住民・知人・友人	0	0	0	民生委員や町会	3	6	2	介護事業所	2	10	11	医療機関	2	1	1	障がいサービス事業所	0	0	3	民間企業	1	1	1	行政	3	3	6	警察・消防	1	1	1	その他	0	0	1
	R3年度	R4年度	R5年度																																													
介護支援専門員	4	6	7																																													
本人・家族	7	5	3																																													
近隣住民・知人・友人	0	0	0																																													
民生委員や町会	3	6	2																																													
介護事業所	2	10	11																																													
医療機関	2	1	1																																													
障がいサービス事業所	0	0	3																																													
民間企業	1	1	1																																													
行政	3	3	6																																													
警察・消防	1	1	1																																													
その他	0	0	1																																													
○モニタリング(ネットワーク機能状況の把握) （回、件） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>6</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>モニタリング必要数</td><td>6</td><td>8</td><td>7</td></tr><tr><td>モニタリング実施数</td><td>6</td><td>8</td><td>7</td></tr><tr><td>実施の割合</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	開催回数	6	8	9	モニタリング必要数	6	8	7	モニタリング実施数	6	8	7	実施の割合	100.0%	100.0%	100.0%																												
	R3年度	R4年度	R5年度																																													
開催回数	6	8	9																																													
モニタリング必要数	6	8	7																																													
モニタリング実施数	6	8	7																																													
実施の割合	100.0%	100.0%	100.0%																																													

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
介護支援専門員が個別地域ケア会議を活用しながらケアマネジメントを実践できる。	・圏域内の介護支援専門員が担当する高齢者の課題解決やネットワーク構築のツールとして個別地域ケア会議を活用できるよう周知する。 ・介護支援専門員との懇談等を通して個別地域ケア会議が課題解決に有効であるケースを把握する。 ・介護支援専門員が構築したネットワークを活用できているかモニタリングを実施する。 ※包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の計画と連動	・介護支援専門員への周知、訪問、懇談の実施状況 ・個別地域ケア会議開催のきっかけのうち「介護支援専門員から」の数
関係機関（特に医療機関）や民間企業が地域ケア会議の役割を知り、地域の一員として高齢者支援に参画できる。	・広報紙に個別地域ケア会議の目的や開催の成果等を掲載し、地域の関係機関や民間企業に周知する。 ・高齢者の課題に沿って、より多くの関係者や関係機関に個別ケア会議への参加を要請することで、地域全体での支援体制を構築するとともに、構築したネットワークを別ケースの支援に活用する等、有機的な連携体制を構築する。 ・地域ケア会議開催の際は医療機関や行政機関への参加要請を積極的に行い、様々な視点から支援方針を検討できるよう会議内容の充実を図る。	・個別地域ケア会議参加者の内訳のうち、介護事業所、民間企業、医療機関の数

(イ) 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法第115条の48

【目 的】地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議を開催し、介護サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

事業内容	令和5年度 活動評価													
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価												
自立支援型地域 ケア会議	○自立支援型地域ケア会議の開催状況（回、件） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>事例提供回数</td><td>—</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>モニタリング</td><td>—</td><td>1</td><td>R6.5実施</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	事例提供回数	—	1	1	モニタリング	—	1	R6.5実施	【活動計画】 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できる。
		R3年度	R4年度	R5年度										
	事例提供回数	—	1	1										
	モニタリング	—	1	R6.5実施										
	〔 圏域内の居宅介護支援事業所と連携して、現に自立支援に資するケアマネジメントが必要なケースを選定。 〕	【評 価】 身体的自立に着目して自立支援型地域ケア会議で検討するケース選定を行い、担当の介護支援専門員と懇談した。事前に自立支援型地域ケア会議の目的等を周知していたため、円滑に連携して会議開催に向けた準備を進めることができた。												
	○自立支援型地域ケア会議への助言者としての参画（回、件） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>保健師</td><td>—</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>主任介護支援専門員</td><td>—</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	保健師	—	1	1	主任介護支援専門員	—	1	1	モニタリングが令和6年5月に実施予定であるため、評価が未実施であり、目標は一部達成とする。
		R3年度	R4年度	R5年度										
	保健師	—	1	1										
	主任介護支援専門員	—	1	1										
		今後も介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう会議運営や周知活動が必要であるとする。												

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
居宅介護支援事業所の介護支援専門員が高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できる。	・圏域内の介護支援専門員が、自立支援型地域ケア会議の目的や効果を理解できるよう、懇談会やケアマネジメント研修の場等で周知する。 ・（可能な限り）圏域内の介護支援専門員と協働して自立支援型地域ケア会議で検討するケースの選定を行う。 ・介護支援専門員が身体的自立に着目した検討を行うことで、本人や地域の強みを活かしたケアマネジメントが実践できるよう支援する。 ・開催6ヶ月後に自立支援型地域ケア会議後のケアプランと実践状況についてモニタリングを実施し、介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメントを実践できているか評価する。	・自立支援型地域ケア会議の開催、助言者としての出席状況 ・介護支援専門員との連携状況 ・会議開催後の支援やモニタリングの実施状況

(イ) 地域ケア会議推進事業

事業内容	令和5年度 活動評価									
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価								
地域課題を検討する地域ケア会議	「北美原」 ○協議体（まちのつながりプロジェクト） ・令和5年6月22日 <table><tr><td>地域ケア推進会議</td><td>北美原町会（役員）4名</td></tr></table> 「まちの計画素案や今後のスケジュール案について協議。 『学び』『高齢者の活躍』『多世代交流』がテーマ。」 ・令和5年7月13日 <table><tr><td>地域ケア推進会議</td><td>第18方面民児協（民生委員）1名 北美原町会（役員）3名 北美原小学校（校長）1名 亀田中学校（校長）1名 学童保育・学（理事長）1名 介護事業所（介護支援専門員）1名</td></tr></table> 「これまでの北美原まちのつながりプロジェクト会議での意見について再共有。活動目的、活動名、日時、周知方法、準備、当日の役割等について具体的に協議。『きたみはら寺子屋』と命名。」 ・令和5年7月21日 <table><tr><td>伝達会</td><td>第18方面民児協（民生委員）1名 北美原町会（役員）3名</td></tr></table> 「『きたみはら寺子屋』第2部のモルック体験会に向けて当日運営係の高齢者にルールや進行方法等を伝達。」 ・令和5年8月5日 <table><tr><td>プロジェクト活動</td><td>『きたみはら寺子屋』の開催 計44名</td></tr></table> 「参加児童とその保護者、ボランティアの中学生・大学生、町会会員や老人クラブ会員等の多世代の住民が参加。児童の勉強や自由研究を生徒・学生・老人クラブ会員等がサポート。モルック体験会は町会役員が運営し、輪投げや囲碁・将棋コーナーも高齢者やボランティアが進行する。」	地域ケア推進会議	北美原町会（役員）4名	地域ケア推進会議	第18方面民児協（民生委員）1名 北美原町会（役員）3名 北美原小学校（校長）1名 亀田中学校（校長）1名 学童保育・学（理事長）1名 介護事業所（介護支援専門員）1名	伝達会	第18方面民児協（民生委員）1名 北美原町会（役員）3名	プロジェクト活動	『きたみはら寺子屋』の開催 計44名	「北美原」 【長期目標】 地域ケア推進会議で共有したキーワード『みんながずっと住みたいまち北美原』を目指して、まちの助け合いの仕組みが創出できる。 【活動目標】 多世代交流の活動を通して、助け合いの仕組みのきっかけとなる取り組みが実践できる。 【評価】 新型コロナウイルス感染症の影響で延期としていたプロジェクトの取り組みの開催に向けて活動。 地域ケア推進会議（以下「北美原まちのつながりプロジェクト会議」という）では、『学び』をテーマとして『若い世代との連携』『高齢者の活躍』『既存の活動とのコラボ』の課題に着目して目的の共有を図りながら協議を進めた。 地域の関係機関がそれぞれに役割分担し、活動・活躍してもらうことで準備から開催まで協働することの意識づけを行うとともに『地域で活躍できる高齢者』を養成する活動を実践した。 『きたみはら寺子屋』と『北美原町内清掃&はこだて未来大学による体験学習』では養成した高齢者が運営を担い、これまでまちの活動に参加していなかった年齢層との交流が図られ、目標は達成とする。 また、北美原まちのつながりプロジェクト会議の開催、まちの取り組みの実践により、新たな機関同士のネットワークが構築できたほか、社会資源の創出につながり、プロジェクトメンバーの成功体験とすることができた。 今後は新たに創出されたまちの活動を継続するとともに、更なるネットワークの強化、まちの助け合い活動の促進に向けて実践していく必要がある。
	地域ケア推進会議	北美原町会（役員）4名								
	地域ケア推進会議	第18方面民児協（民生委員）1名 北美原町会（役員）3名 北美原小学校（校長）1名 亀田中学校（校長）1名 学童保育・学（理事長）1名 介護事業所（介護支援専門員）1名								
	伝達会	第18方面民児協（民生委員）1名 北美原町会（役員）3名								
	プロジェクト活動	『きたみはら寺子屋』の開催 計44名								

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
« 北美原 » 【長期目標】 地域ケア推進会議のキーワード『みんながずっと住みたいまち北美原』を目指して、住民主体の活動が定着する。 【活動目標】 新たに創出された社会資源の活動が継続できるとともに高齢者が地域活動の場で活躍できる。	○6月頃：北美原まちのつながりプロジェクト会議を開催し『きたみはら寺子屋』の運営について協議する。 ○8月頃：6月北美原まちのつながりプロジェクト会議で協議した『きたみはら寺子屋』を開催する。 ・1部：学習サポート（小学生の宿題や自由研究を高齢者やボランティアがサポートする）。 ・2部：モルック等を活用した交流会（R5年度に養成した高齢者が運営できるよう対応する）。 ○10月頃：北美原まちのつながりプロジェクト会議を開催し『きたみはら寺子屋』の評価を行うとともに定着について協議する。 ○新たなネットワークを構築し、活動の拡充を図る。 ・これまでボランティア参加であったはこだて未来大学学生を北美原まちのつながりプロジェクトメンバーとして企画段階から参集する。 ・新たに北美原まちのつながりプロジェクトメンバーへ参集する関係機関について協議する。 ・町内の民間企業にも協力要請、まち全体としての取り組みへの発展を目指す。 ○時期未定：北美原まちのつながりプロジェクト会議（広報部会）を開催し、まちの取り組みや北美原まちのつながりプロジェクトのSNS発信に向けて協議する。 ・LINEやX（旧ツイッター）、Instagram等の活用方法について新たに北美原まちのつながりプロジェクトメンバーとして参集したはこだて未来大学学生から町会役員等へ伝達する場を企画する。 ・SNSを活用した広報活動のリーダーをはこだて未来大学学生や町内に住む若い世代とし、北美原まちのつながりプロジェクトメンバーが運用する体制を創出する。 ・町会広報紙の作成にかかわる等、新たな人材の発掘の仕組みについて協議する（将来的には支え合いの仕組みである活動サポーター登録制の創出を目指す）。	・地域ケア推進会議、協議体の内容 ・地域ケア推進会議、協議体への参加機関の内訳 ・まちの取り組みの実践状況 ・『まちのつながりプロジェクト』の評価や継続実施に向けた活動内容 ・地域ケア推進会議、協議体の内容 ・まちの取り組みの実践状況 ・SNSを活用した広報体制の創出、実践状況

(I) 地域ケア会議推進事業

事業内容	令和5年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
地域課題を検討する地域ケア会議	《北美原》 ○まちのつながりプロジェクト活動 ・令和5年9月29日	
	地域ケア 推進会議	第18方面民児協（民生委員）1名 北美原町会（役員）3名 北美原小学校（校長）1名 北美原小学校PTA（会長）1名 学童保育・学（理事長）1名 学童保育たいようくらぶ（理事長）1名 はこだて未来大学（教授）1名 介護事業所（介護支援専門員）1名 第1層生活支援コーディネーター1名
	『きたみはら寺子屋』の開催について振り返りを行う。 また、まちの既存活動である清掃活動とプロジェクトの 取り組みのマッチングにより実施する『町内清掃＆体験 学習』の開催に向けて具体的に協議。	
	・令和5年10月7日	
	懇談会	北美原町会（役員）5名
	『町内清掃＆体験学習』の開催に向けて参加者全員が楽 しめるよう小さな子ども向けブースの内容や運営につい て協議。	
・令和5年11月11日		
プロジェクト 活動	『北美原町内清掃＆はこだて未来大学に よる体験学習』の開催 計58名	
参加住民は町内のゴミや落ち葉を拾いながら町会館に集 合。参加児童とその保護者、ボランティアの中学生・大 学生、町会会員や老人クラブ会員等の多世代の住民が参 加。はこだて未来大学の学生が研究テーマを発表すると ともにVR・MR体験ブースを担当。小学校高学年から高 齢者までが参加。『昔の遊びコーナー』を別に設け、小 学校低学年の子も楽しめるよう工夫して開催。		

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(イ) 地域ケア会議推進事業

事業内容	令和5年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価		
地域課題を検討する地域ケア会議	＜美原＞ ○美原地区（赤川通団地周辺）の取り組み実績 <table><tr><td>開催なし</td><td></td></tr></table>	開催なし		＜美 原＞ 【長期目標】 集いの場づくりを進めることで、見守り体制が構築できる。
	開催なし			
	＜赤川＞ ○赤川フェスタ2023開催 ・ 令和5年8月18日 <table><tr><td>町民交流会（案） 実行委員会</td><td>赤川町会（役員・会員）9名 赤川清流会（役員）2名 特別養護老人ホーム（職員）1名 デイサービス（職員）1名</td></tr></table>	町民交流会（案） 実行委員会	赤川町会（役員・会員）9名 赤川清流会（役員）2名 特別養護老人ホーム（職員）1名 デイサービス（職員）1名	【活動目標】 UR賃貸住宅赤川通団地や周辺の高齢者、住民が集まる場を創出する。
	町民交流会（案） 実行委員会	赤川町会（役員・会員）9名 赤川清流会（役員）2名 特別養護老人ホーム（職員）1名 デイサービス（職員）1名		
	・ 令和5年9月6日 <table><tr><td>懇談会</td><td>赤川町会役員と懇談</td></tr></table>	懇談会	赤川町会役員と懇談	【評 価】 令和元年度よりサロン開催に向け地域ケア推進会議を実施していたが、新型コロナウイルスの影響で延期。令和5年度にサロン等開催予定となったが、赤川通団地がURより民間企業へ売却され、集会所の利用ができなくなり開催していない。広報紙の配布による周知活動は継続している。民間企業への管理移行後、入居世帯が120戸からおおよそ90戸程度へ減少していると思われるが、高齢化率は高いままと予想される。上記から目標は未達とする。今後、新たな活動方針について検討が必要である。
	懇談会	赤川町会役員と懇談		
	・ 令和5年9月8日 <table><tr><td>第1回 地域ケア 推進会議</td><td>赤川町会（役員・町会員）7名 赤川清流会（役員）2名 特別養護老人ホーム（職員）1名 デイサービス（職員）1名 ショートステイ（職員）1名 児童養護施設（職員）2名</td></tr></table>	第1回 地域ケア 推進会議	赤川町会（役員・町会員）7名 赤川清流会（役員）2名 特別養護老人ホーム（職員）1名 デイサービス（職員）1名 ショートステイ（職員）1名 児童養護施設（職員）2名	＜赤川・亀田中野＞ ＜昭和＞
	第1回 地域ケア 推進会議	赤川町会（役員・町会員）7名 赤川清流会（役員）2名 特別養護老人ホーム（職員）1名 デイサービス（職員）1名 ショートステイ（職員）1名 児童養護施設（職員）2名		
	町民交流会について、「赤川フェスタ2023」として令和5年10月15日に開催することに決定	【活動目標】 地域の関係機関が分野を超えて互いの役割を知り、連携できる体制をつくる。		
	・ 令和5年9月22日 <table><tr><td>第2回 地域ケア 推進会議</td><td>赤川町会（役員・町会員）9名 赤川清流会（役員）2名 特別養護老人ホーム（職員）1名 デイサービス（職員）1名 児童養護施設（職員）1名</td></tr></table>	第2回 地域ケア 推進会議	赤川町会（役員・町会員）9名 赤川清流会（役員）2名 特別養護老人ホーム（職員）1名 デイサービス（職員）1名 児童養護施設（職員）1名	【評 価】 赤川地区において、町民交流会の開催提案があり、地域ケア推進会議を開催し、実践することとなった。地域ケア推進会議には分野を超えた関係機関が参加し、赤川フェスタ2023と題して開催できたため、目標は達成とする。今後も、今回の結果を踏まえ内容を検討しつつ開催予定となっている。
第2回 地域ケア 推進会議	赤川町会（役員・町会員）9名 赤川清流会（役員）2名 特別養護老人ホーム（職員）1名 デイサービス（職員）1名 児童養護施設（職員）1名			
赤川フェスタ2023の開催内容について協議、担当割り振りと担当からの進捗報告	昭和地区に関しては地域ケア推進会議を開催できなかったため、目標は未達とする。			
・ 令和5年10月15日 <table><tr><td>赤川フェスタ2023</td><td>参加者 スタッフ49名、来場者198名 縁日コーナー、カフェスペース、モルック体験、じゃんけん大会、カラオケバトル、各種演奏、民族歌舞団こぶし座舞踊、ビンゴ大会</td></tr></table>	赤川フェスタ2023	参加者 スタッフ49名、来場者198名 縁日コーナー、カフェスペース、モルック体験、じゃんけん大会、カラオケバトル、各種演奏、民族歌舞団こぶし座舞踊、ビンゴ大会	今後も広報紙の配布や民生委員児童委員連絡協議会での説明、関係機関との懇談等による周知や情報共有を継続し、地域の関係機関と連携強化・相互理解を深めていく必要があると考える。	
赤川フェスタ2023	参加者 スタッフ49名、来場者198名 縁日コーナー、カフェスペース、モルック体験、じゃんけん大会、カラオケバトル、各種演奏、民族歌舞団こぶし座舞踊、ビンゴ大会			

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
《美 原》 UR賃貸住宅赤川通団地や周辺の高齢者、住民が集まる場を創出する。	・旧UR赤川通団地集会所の利用状況を確認する。 ・集会所が利用できる場合はサロンの開催を検討する。 ・集会所が利用できない場合、活動内容の再検討する。 ・広報紙を全戸配布しセンターの周知を図り、住民同士の助け合い体制の構築を検討する。	・地域ケア推進会議、協議体の参加機関の内訳 ・構築されたネットワークでの活動や効果の把握 ・新たな取り組みや体制、活動の状況
《赤川・亀田中野》 地域の関係機関が互いに協力し、地域住民の交流活動を実施できる。	・地域の関係機関等を参集し地域ケア推進会議を開催し、ネットワーク構築を図るとともに地域の課題について共有・整理する。 ・令和5年度の活動を参考に、今後の住民交流活動の内容、実施時期について検討する。 ・地域住民の多世代交流活動を「赤川フェスタ2024（仮）」として実施する。	・地域ケア推進会議への参加機関の内訳 ・関係機関との懇談 ・関係機関との課題や連携体制の共有 ・交流活動の実施状況
《昭和》 地域の関係機関が分野を超えて互いの役割を知り、連携できる体制をつくる。	・高齢者支援、障がい者支援、教育機関等がネットワークを構築・強化できるよう地域ケア推進会議を開催する。 ・互いの役割やそれぞれが感じている地域の課題等を共有する。 ・今後の連携について意見交換することで、分野を超えた連携体制について共通認識を持てるよう対応する。	・地域ケア推進会議への参加機関の内訳 ・関係機関との懇談 ・関係機関との課題や連携体制の共有

イ 生活支援体制整備事業

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第5号

【目的】地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実を行う。

事業内容	令和5年度 活動評価																													
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																												
第2層生活支援 コーディネーター 活動	○地域ケア推進会議（第2層協議体）に関する広報啓発																													
	<table><tr><th>機関名</th><th>方 法</th></tr><tr><td>グループホームあい</td><td>運営推進会議</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム 福寿荘さくら館</td><td>運営推進会議</td></tr><tr><td>デイサービスセンター らいふ赤川</td><td>運営推進会議</td></tr></table>	機関名	方 法	グループホームあい	運営推進会議	特別養護老人ホーム 福寿荘さくら館	運営推進会議	デイサービスセンター らいふ赤川	運営推進会議	【活動目標】 地域のこと、まちの助け合い活動や社会参加に関心を持つ人が増える。 【評 価】 出前講座、講師派遣やリーフレット配布等、様々な方法で地域ケア推進会議（協議体）や住民主体の助け合い、地域の見守り、介護予防等について周知した。地域密着型サービス事業所については運営推進会議の場を活用して周知することで、専門職等にも啓発するよう活動した。また、広報紙に地域の活動等を掲載することで、世代を問わない住民への広報に努めた。以上の活動から目標は達成とする。 今後も様々な活動や媒体を通して、住民や関係者の関心度を高める活動が必要であると思われる。																				
	機関名	方 法																												
	グループホームあい	運営推進会議																												
	特別養護老人ホーム 福寿荘さくら館	運営推進会議																												
	デイサービスセンター らいふ赤川	運営推進会議																												
	○住民主体の助け合い活動や見守り、介護予防、社会資源に関する広報啓発																													
	<table><tr><th>機関名</th><th>方 法</th></tr><tr><td>昭和町会</td><td rowspan="5">出前講座</td></tr><tr><td>在宅福祉委員会</td></tr><tr><td>老人クラブ明清会</td></tr><tr><td>老人クラブ清流会</td></tr><tr><td>一般市民</td></tr><tr><td>函館市北部町会 連合会</td><td rowspan="2">出前講座</td></tr><tr><td>サ高住アメニティ コレクトピア</td></tr><tr><td>赤川町会</td><td rowspan="2">出前講座</td></tr><tr><td>在宅福祉委員会</td></tr><tr><td>相互交通介護サービス</td><td>リーフレット配布</td></tr><tr><td>一般市民</td><td>認知症カフェ</td></tr><tr><td>小規模多機能ハウス あい美原</td><td>運営推進会議</td></tr><tr><td>サ高住あい美原</td><td>運営推進会議</td></tr><tr><td>デイサービスセンター らいふ赤川</td><td>運営推進会議</td></tr><tr><td>圏域全体</td><td>広報紙</td></tr><tr><td>函館市町会連合会</td><td>講師派遣</td></tr></table>	機関名	方 法	昭和町会	出前講座	在宅福祉委員会	老人クラブ明清会	老人クラブ清流会	一般市民	函館市北部町会 連合会	出前講座	サ高住アメニティ コレクトピア	赤川町会	出前講座	在宅福祉委員会	相互交通介護サービス	リーフレット配布	一般市民	認知症カフェ	小規模多機能ハウス あい美原	運営推進会議	サ高住あい美原	運営推進会議	デイサービスセンター らいふ赤川	運営推進会議	圏域全体	広報紙	函館市町会連合会	講師派遣	【活動目標】 共通する目的を持った関係者や関係機関同士がネットワークを構築できる。 【評 価】 地域ケア推進会議や懇談会を通して活動を実践するとともにネットワークを強化することができた。また、新たな関係機関とネットワークを構築することもできた。 くらしのサポーターと地域活動とのマッチングは未実施であったため、目標は一部達成とする。 今後も地域ケア推進会議の活用や地域活動の検討や実践を通してネットワークを構築、強化する活動を継続する必要性がある。
	機関名	方 法																												
	昭和町会	出前講座																												
	在宅福祉委員会																													
	老人クラブ明清会																													
	老人クラブ清流会																													
	一般市民																													
	函館市北部町会 連合会	出前講座																												
	サ高住アメニティ コレクトピア																													
	赤川町会	出前講座																												
	在宅福祉委員会																													
	相互交通介護サービス	リーフレット配布																												
	一般市民	認知症カフェ																												
	小規模多機能ハウス あい美原	運営推進会議																												
	サ高住あい美原	運営推進会議																												
	デイサービスセンター らいふ赤川	運営推進会議																												
	圏域全体	広報紙																												
	函館市町会連合会	講師派遣																												
	○ネットワーク構築や住民主体の活動に関する参画や後方支援（再掲あり）																													
<table><tr><th>機関名</th><th>活動内容</th></tr><tr><td rowspan="2">北美原町会</td><td>春の町会一斉清掃活動</td></tr><tr><td>懇談会の開催</td></tr><tr><td rowspan="5">石川町会</td><td>多世代交流サロン</td></tr><tr><td>春の花植え活動</td></tr><tr><td>花の贈呈式</td></tr><tr><td>函館新道キャンドル会議</td></tr><tr><td>雪中大運動会</td></tr><tr><td>石川町会</td><td>在宅福祉事業会議</td></tr><tr><td>在宅福祉委員会</td><td>ふれあい昼食会（代替活動）</td></tr><tr><td>赤川町会</td><td>懇談会の開催</td></tr><tr><td>赤川町会</td><td rowspan="2">ふれあい昼食会</td></tr><tr><td>在宅福祉委員会</td></tr><tr><td>老人クラブ明清会</td><td>定例クラブ活動</td></tr><tr><td>昭和町会</td><td rowspan="2">ふれあい昼食会</td></tr><tr><td>在宅福祉委員会</td></tr></table>	機関名	活動内容	北美原町会	春の町会一斉清掃活動	懇談会の開催	石川町会	多世代交流サロン	春の花植え活動	花の贈呈式	函館新道キャンドル会議	雪中大運動会	石川町会	在宅福祉事業会議	在宅福祉委員会	ふれあい昼食会（代替活動）	赤川町会	懇談会の開催	赤川町会	ふれあい昼食会	在宅福祉委員会	老人クラブ明清会	定例クラブ活動	昭和町会	ふれあい昼食会	在宅福祉委員会					
機関名	活動内容																													
北美原町会	春の町会一斉清掃活動																													
	懇談会の開催																													
石川町会	多世代交流サロン																													
	春の花植え活動																													
	花の贈呈式																													
	函館新道キャンドル会議																													
	雪中大運動会																													
石川町会	在宅福祉事業会議																													
在宅福祉委員会	ふれあい昼食会（代替活動）																													
赤川町会	懇談会の開催																													
赤川町会	ふれあい昼食会																													
在宅福祉委員会																														
老人クラブ明清会	定例クラブ活動																													
昭和町会	ふれあい昼食会																													
在宅福祉委員会																														

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
地域のこと、まちの助け合い活動や社会参加に関心を持つ人が増える。	・ 広報紙やリーフレットの配布、出前講座の開催等により、助け合いの活動や社会参加の重要性について周知する。 ・ 高齢者と関りが少ない機関へセンターの周知活動と併せて住民主体の助け合い活動の重要性やその仕組みづくりについて周知する。 ・ 圏域内の主任介護支援専門員と協働し、『みんなに教えたい おすすめの社会資源』を更新することで、介護支援専門員が地域の社会資源の活用や高齢者とインフォーマルサービスとのマッチングを意識できるよう活動する。 ※包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と連動	・ 地域ケア推進会議（協議体）に関する広報啓発数 ・ 広報啓発の対象機関と方法
共通する目的を持った関係者や関係機関同士がネットワークを構築できる。	・ 地域ケア推進会議や懇談会を通して関係者や関係機関のマッチングを図る。 ・ くらしのサポーターと地域活動（第2層協議体や開催、創出予定のサロン等）のマッチングを図る。 ・ 会議参加、懇談会、町会活動、地域ケア推進会議（第2層協議体）等を通して、既存のネットワーク構築機関との連携を強化する。 ・ 地域活動の実施状況の把握と後方支援・参加・参画によりネットワークを構築・強化する。	・ 地域の活動の実態把握 ・ 地域の活動への参加と後方支援の実践状況 ・ 関係機関同士のマッチングの実績 ・ くらしのサポーターのマッチングの実績

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

事業内容	令和5年度 活動評価																
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価															
第2層生活支援 コーディネーター 活動	【活動目標】 地域住民の健康の維持増進と、外出・交流の場の継続のため、住民主体の集いの場を継続または再開できる。																
	【評 価】 ≪赤 川≫ 介護老人保健施設もも太郎との共催で、健康づくり教室を再開した。センターとしては、チラシの作成と日程調整を行い、教室の実施に関しては介護老人保健施設もも太郎の主催として実施した。また、開催にあたって、周知をかねてモルックを利用した健康講話を実施。モルックは好評で、老人クラブにてモルック一式を購入されており、今後も活動を継続できると考える。以上から、目標は達成とする。今後も継続開催を検討する。																
	≪石 川≫ 石川町の健康づくり教室の自主グループ支援を継続した。月2回の教室のうち1回にセンターが出席し、運営への助言、補助を行う事で自主教室を維持できている。以上から、目標は達成されたと考える。参加者の多くが80歳以上の高齢のため、リーダーの負担が大きい現状があるが、来年度以降は自立できるよう支援が必要と考える。																
	≪北美原≫ 地域ケア会議推進事業「まちのつながりプロジェクト」参照																
	≪UR赤川通団地サロン≫ UR赤川通団地が民間に売却され、集会所ン利用が出来なくなりサロンは開催されなかった。以上から目標は未達とし、来年度以降は集会所の利用状況に応じて開催を検討する。																
	≪昭 和≫ 老人クラブや在宅福祉委員と連携し、出前講座の実施やふれあい昼食会等の活動支援を行った。ネットワークを構築・強化できたため、目標は達成されたと考える。今後も各団体や活動の支援が必要である。																
≪赤 川≫ ・赤川町会館健康づくり教室 <table><tr><td>開催日時</td><td>令和5年7月～11月</td></tr><tr><td>開催場所</td><td>赤川町会館</td></tr><tr><td>内容</td><td>月1回第1火曜日実施 講師：介護老人保健施設もも太郎 対象：赤川町、亀田中野町住民 内容：体操、健康講話</td></tr></table> ・介護老人保健施設もも太郎との懇談会 <table><tr><td>令和5年5月10日実施 内容：健康づくり教室の再開や赤川町会館での健康講話、サロン等について</td></tr></table> ・健康講話の実施 <table><tr><td>令和5年6月27日 赤川清流会健康づくり教室 ストレッチ、体操、モルック 令和5年7月6日 赤川清流会モルック教室 モルックを実施</td></tr></table>		開催日時	令和5年7月～11月	開催場所	赤川町会館	内容	月1回第1火曜日実施 講師：介護老人保健施設もも太郎 対象：赤川町、亀田中野町住民 内容：体操、健康講話	令和5年5月10日実施 内容：健康づくり教室の再開や赤川町会館での健康講話、サロン等について	令和5年6月27日 赤川清流会健康づくり教室 ストレッチ、体操、モルック 令和5年7月6日 赤川清流会モルック教室 モルックを実施								
開催日時	令和5年7月～11月																
開催場所	赤川町会館																
内容	月1回第1火曜日実施 講師：介護老人保健施設もも太郎 対象：赤川町、亀田中野町住民 内容：体操、健康講話																
令和5年5月10日実施 内容：健康づくり教室の再開や赤川町会館での健康講話、サロン等について																	
令和5年6月27日 赤川清流会健康づくり教室 ストレッチ、体操、モルック 令和5年7月6日 赤川清流会モルック教室 モルックを実施																	
≪石川町≫ ・石川町健康づくり教室（自主グループ支援） <table><tr><td>開催日時</td><td>毎月第1、第2火曜日</td></tr><tr><td>開催場所</td><td>石川町会館</td></tr><tr><td>内容</td><td>講師：リーダー、センター 対象：近隣住民 内容：体操、健康講話 第2火曜日を支援。第1火曜日は参加者が体操を実施</td></tr></table>		開催日時	毎月第1、第2火曜日	開催場所	石川町会館	内容	講師：リーダー、センター 対象：近隣住民 内容：体操、健康講話 第2火曜日を支援。第1火曜日は参加者が体操を実施										
開催日時	毎月第1、第2火曜日																
開催場所	石川町会館																
内容	講師：リーダー、センター 対象：近隣住民 内容：体操、健康講話 第2火曜日を支援。第1火曜日は参加者が体操を実施																
○社会資源の把握（サロン、健康づくり教室等） <table><tr><th>会 場</th><th>内 容</th></tr><tr><td>北美原町会館</td><td>タオル体操などを実施</td></tr><tr><td>石川町会館</td><td>町会にてモルックを購入</td></tr><tr><td>美原町会</td><td>各団体が開催</td></tr><tr><td>昭和町会</td><td>各団体が開催</td></tr><tr><td>赤川町会</td><td>老人クラブにてモルックを購入</td></tr><tr><td>UR赤川通団地</td><td>休止中</td></tr><tr><td>亀田交流プラザ</td><td>各団体が開催</td></tr></table>		会 場	内 容	北美原町会館	タオル体操などを実施	石川町会館	町会にてモルックを購入	美原町会	各団体が開催	昭和町会	各団体が開催	赤川町会	老人クラブにてモルックを購入	UR赤川通団地	休止中	亀田交流プラザ	各団体が開催
会 場	内 容																
北美原町会館	タオル体操などを実施																
石川町会館	町会にてモルックを購入																
美原町会	各団体が開催																
昭和町会	各団体が開催																
赤川町会	老人クラブにてモルックを購入																
UR赤川通団地	休止中																
亀田交流プラザ	各団体が開催																

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
地域住民の健康の維持増進と、外出・交流の場の確保のため、住民主体の集いの場を開催、または継続できる。	《赤川町会健康づくりサロン》 ・自主教室として継続するため支援する。 ・赤川町会館で実施するため、会場の確保と日程調整を支援する。 ・リーフレットを作成し、赤川町会に依頼して周知を図る。 ・介護老人保健施設もも太郎の職員が講師となる。 ・参加者の移動距離が長いいため、冬季は開催しない。 《石川町健康づくり教室》 ・自主教室として継続するため支援する。 ・新しい講師をみつける等、教室の持続に向けて支援する。 《昭和》 ・町会活動や行事の状況把握と後方支援を行う。 ・老人クラブや在宅福祉委員主催の活動の場等での出前講座、健康講座等を実施する。 《UR赤川通団地サロン》 ※地域ケア会議推進事業参照 ・集会所の利用状況を確認し、不動産管理会社へのヒアリング等を実施する（可能であればサロンを開催に向けて活動）。 ・くらしのサポーター等にリーダーとして参加してもらい、自主サロンとして活動できるよう支援する。 ・美原5丁目健康づくりサロン参加者へチラシを送付する。 ・団地や周辺にチラシを配布する。 《北美原》 ※地域ケア会議推進事業参照	・過去の参加者の赤川通団地サロンへの参加状況 ・開催回数および参加数 ・自主グループの活動状況 ・開催回数および参加数 ・自主グループ化後の活動状況 ・後方支援の活動状況 ・出前講座の実施状況

イ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症地域支援・ケア向上事業

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第6号

【目 的】認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

事業内容	令和5年度 活動評価																																																	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																																
認知症に関する知識の普及及び理解の促進	○認知症ガイドブック（ケアパス）、認知症ガイドの活用による知識の普及啓発 ・広報紙配布時に併せて配布（箇所） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>病院・クリニック</td><td>15</td><td>—</td><td>16</td></tr><tr><td>調剤薬局</td><td>26</td><td>—</td><td>20</td></tr><tr><td>歯科医院</td><td>19</td><td>—</td><td>4</td></tr><tr><td>郵便局</td><td>5</td><td>—</td><td>5</td></tr><tr><td>金融機関</td><td>6</td><td>—</td><td>8</td></tr><tr><td>警察・派出所</td><td>3</td><td>—</td><td>4</td></tr><tr><td>町会</td><td>5</td><td>—</td><td>0</td></tr><tr><td>介護事業所</td><td>39</td><td>—</td><td>0</td></tr><tr><td>温泉・銭湯</td><td>4</td><td>—</td><td>5</td></tr><tr><td>ドラッグストア</td><td>4</td><td>—</td><td>7</td></tr><tr><td>計</td><td>126</td><td>—</td><td>69</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	病院・クリニック	15	—	16	調剤薬局	26	—	20	歯科医院	19	—	4	郵便局	5	—	5	金融機関	6	—	8	警察・派出所	3	—	4	町会	5	—	0	介護事業所	39	—	0	温泉・銭湯	4	—	5	ドラッグストア	4	—	7	計	126	—	69	【活動目標】 児童生徒やその親世代、関係機関等、幅広い世代の地域住民が認知症を正しく理解できる。 【評 価】 （認知症ガイドブック配布） 地域住民や民間企業に広報紙や認知症ガイドブックを配布し周知を行った結果、認知症に関する相談が170件を超えて推移しており、目標は達成とする。 今後も配布による周知や相談対応時に認知症ガイドブックを活用することが必要である。
		R3年度	R4年度	R5年度																																														
	病院・クリニック	15	—	16																																														
	調剤薬局	26	—	20																																														
	歯科医院	19	—	4																																														
	郵便局	5	—	5																																														
	金融機関	6	—	8																																														
	警察・派出所	3	—	4																																														
	町会	5	—	0																																														
	介護事業所	39	—	0																																														
温泉・銭湯	4	—	5																																															
ドラッグストア	4	—	7																																															
計	126	—	69																																															
○認知症に関する相談件数（件） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>認知症</td><td>196</td><td>184</td><td>177</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	認知症	196	184	177	（広報紙） 世代を問わず、理解しやすく手に取りやすいようイラストや頭の体操を取り入れ関心を持ってもらえるよう工夫した。その結果、「広報紙を楽しみにしている」との住民の声も聞かれた。目標は達成とするが、今後も継続した活動が必要である。																																									
	R3年度	R4年度	R5年度																																															
認知症	196	184	177																																															
○広報紙への認知症記事（頭の体操で認知症予防コーナー） ・令和5年6月発行：「迷路」 ・令和6年1月発行：「早口言葉」																																																		
○認知症カフェの開催 令和5年11月22日 新型コロナウイルス感染予防のため開催していなかったが、センター集いの場2階でカフェの名称を変え、「茶房かめだ」とし、16名が参加した。	（認知症サポーター養成講座） 中央小学校との懇談を重ねた結果、認知症サポーター養成講座開催に繋ぐことができ、毎年4年生を対象に行うことが決まったため、目標は達成とする。 今後も児童、生徒への開催を中心として企画するとともに関係機関や民間企業への開催についても活動していく必要がある。																																																	
○「北東部第2圏域おれんじCaféプロジェクトチーム」の状況 構成チームの参画事業所数3 ・SOMPOケア函館昭和 ・サ高住アメニティーコレクトピア ・居宅介護支援事業所花笑み																																																		
○認知症サポーター養成講座（人） <table><tr><td>機関名</td><td>受講者数</td></tr><tr><td>函館高等支援学校（生徒、教員）</td><td>13</td></tr><tr><td>函館臨床福祉専門学校</td><td>19</td></tr><tr><td>昭和町会在宅福祉委員</td><td>34</td></tr><tr><td>中央小学校（4年生）</td><td>45</td></tr></table>	機関名	受講者数	函館高等支援学校（生徒、教員）	13	函館臨床福祉専門学校	19	昭和町会在宅福祉委員	34	中央小学校（4年生）	45																																								
機関名	受講者数																																																	
函館高等支援学校（生徒、教員）	13																																																	
函館臨床福祉専門学校	19																																																	
昭和町会在宅福祉委員	34																																																	
中央小学校（4年生）	45																																																	

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
幅広い世代の地域住民が認知症を正しく理解できる。	○認知症に関する広報啓発 ・児童生徒等が理解しやすい内容の広報紙やリーフレットを作成する。 ・広報紙、リーフレット、認知症ケアパスの配布により認知症への正しい対応を周知する。 ・認知症関連の情報冊子や広報紙等の新たな配布先を開拓する。 ○認知症サポーター養成講座の開催 ・小学生のうちから認知症を正しく理解できるよう、圏域の小学生や中学生を対象に認知症サポーター養成講座を開催する。 ・関係機関や民間企業に対して、認知症に関する周知に併せて認知症サポーター要請講座の開催目的も周知し、新規開催機関を増やしていく。	・周知した情報 ・周知した機関数と内容 ・認知症サポーター養成講座開催数と対象者

(ア) 認知症地域支援・ケア向上事業

事業内容	令和5年度 活動評価																	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																
認知症の相談先の周知と適切な支援	○権利擁護業務における認知症に関する対応 (件)	【活動目標】 認知症の人や家族、関心のある地域住民等 が集える場を創出する。 【評 価】 (認知症カフェ) 新型コロナウイルスの影響で開催中止と していたが、活動を再開することができ た。認知症カフェの名称を「茶房かめだ」 とし、少人数でアットホームな雰囲気 で開催できた。開催回数が1回のみであ ったため、一部目標達成とする。 今後も定期的な開催や開催場所の拡充 を目指し、地域住民が気軽に集い、相 談できる環境や場所の創出が必要であ る。																
	<table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>対象者数</td><td>15</td><td>14</td><td>24</td></tr></table>			R3年度	R4年度	R5年度	対象者数	15	14	24								
			R3年度	R4年度	R5年度													
	対象者数		15	14	24													
	○個別地域ケア会議のうち課題が認知症であった割合 (回、件)																	
	<table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>6</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>認知症支援</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>課題が認知症の割合</td><td>50.0%</td><td>25.0%</td><td>44.4%</td></tr></table>			R3年度	R4年度	R5年度	開催回数	6	8	9	認知症支援	3	2	4	課題が認知症の割合	50.0%	25.0%	44.4%
			R3年度	R4年度	R5年度													
	開催回数		6	8	9													
	認知症支援		3	2	4													
	課題が認知症の割合		50.0%	25.0%	44.4%													
○認知症初期集中支援チーム員の活動 (件)																		
<table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>センター内対象者</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>訪問対象者</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>訪問対象者判断の割合</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td></tr></table>		R3年度	R4年度	R5年度	センター内対象者	2	1	0	訪問対象者	0	0	0	訪問対象者判断の割合	0.0%	0.0%	0.0%		
	R3年度	R4年度	R5年度															
センター内対象者	2	1	0															
訪問対象者	0	0	0															
訪問対象者判断の割合	0.0%	0.0%	0.0%															
センターの総合相談支援により、対応することができ たため、対象者はいなかった。																		
○職員の資質向上に向けた取り組み (人、回)																		
<table><tr><td>内 容</td><td></td></tr><tr><td>認知症地域支援推進員 初任者研修</td><td>1</td></tr><tr><td>北海道チームオレンジコーディネーター研修</td><td>2</td></tr></table>	内 容		認知症地域支援推進員 初任者研修	1	北海道チームオレンジコーディネーター研修	2												
内 容																		
認知症地域支援推進員 初任者研修	1																	
北海道チームオレンジコーディネーター研修	2																	
○アルツハイマーデー月間のイベント活動																		
・五稜郭タワーライトアップ ・おれんじらん函館 ・蔦屋書店会場イベント開催 ・函館中央図書館 書籍紹介と映画上映																		

令和6年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
認知症の人や家族、関心のある地域住民等が気軽に集い、懇談や相談することができる。	○「北東部第2圏域おれんじCaféプロジェクトチーム」の再編 ・コロナ渦以降、活動が休止となっていたが、認知症カフェの再開に向け、圏域の介護支援専門員等を中心に声かけを行い、新たなチームメンバーを募集する。 ・認知症カフェをプロジェクトチームで運営できるよう懇談会等を通して企画・役割分担等を図っていく。 ○認知症カフェの開催 ・新たな会場として中央小学校の空き教室での開催に向けて活動、協議を進める。 ・関係機関や民間企業等へ認知症カフェの周知や趣旨説明を行い、協力機関や協賛企業の開拓に向けて活動する。 ・集いの場2階を会場としたミニカフェ「茶房かめだ」の定例開催を目指す。 ・函館高等支援学校との連携について懇談等を通して調整していく（将来的には「ハコカフェクローバー」との共催等も検討していく）。 「茶房かめだ」→旧センター2階集いの場 「茶房美原」→中央小学校空き教室 「茶房昭和」→アメニティーコレクトピア ○認知症カフェを開催する事業所の後方支援 ・介護事業所が主催する「オレンジカフェ昭和」の開催を後方支援する。	・プロジェクトチームの再編状況 ・認知症カフェの主催数 ・参加者の内訳 ・認知症カフェを開催する関係機関への後方支援の実践状況 ・参加者の内訳